

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第14回黒沢川部会 議事録

日 時 平成 15 年 1 月 7 日(火) 午前 10 時から午後 3 時 25 分
場 所 長野県南安曇庁舎 講堂
出席者 高橋部会長以下 17 名(大熊委員、水谷特別委員欠席)

事務局(治水・利水検討室長)

定刻となりましたので、ただ今から長野県治水利水ダム等検討委員会第 14 回黒沢川部会を開会致します。開会にあたりまして高橋部会長からご挨拶をお願い致します。

高橋部会長

どうも、どなた様も明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。最初に 12 月 26 日に計画しておりました第 14 回の部会でございましたけれども私事で非常に申し訳なく本日まで延期させて頂いた事に対してお詫びを申し上げたいと思います。すみませんでした。又、今回のスーパー林道の白骨線の雪崩事故につきましても近隣市町村の皆さんに非常にご心配を頂きまして、ありがとうございます。おかげさまで人身災害はなく、昨日今日にかけて今後の対策を検討しておりますけれども、ありがとうございます。さて、皆様非常にお忙しい時期ではございますけれども本日は前回黒沢川の維持流量を確保した上で南小倉の雑用水それから農業用水と三郷村の水道水をま、1,800m³ 黒沢から取水する案、これが一点と、水道水を全量を地下水に求める二案を検討していくという事となりました。今回はこの二案につきまして財政ワーキンググループからの報告がございます。ええ、この報告も参考にしながら審議を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。今までの論議を踏まえ部会案を取りまとめていきたいと考えておりますので、具体的、建設的なご意見を頂き、有意義な部会となりますよう議事進行に関しまして協力をお願い致します。よろしくお願い致します。

事務局(治水・利水検討室長)

ありがとうございます。ただ今の出席委員ですが 19 名中 16 名でございます。条例の規定に依りまして本部会は成立致しました。尚、藤原委員は若干遅れてお見えという事で連絡を頂いております。それと本日の資料ですが、すでに皆様の方へお送りしてございますけれども、資料 93 から 98 ということでお手元の資料一覧ということで配布してございますが、確認をお願いしたいと思います。それでは部会長、議事進行の方、お願い致します。

高橋部会長

それでは本日の議事録署名人は久保田委員と清水委員のお二人にお願い致します。よろしくお願い致します。本日の議事進行でございますけれども、まず財政関係の財政ワーキンググループからの報告を頂きたいと思います。それから県の財政改革課からの資料説明を事務局からお願いをしたいと思います。それから利水関係でございますけれども、利水ワーキング

からの報告を私の方から申し上げます。それから暫定豊水量の水利権については事務局のあ、失礼しました河川課の方でお願いしたいと思います。それから黒沢川の利水につきましては豊科建設事務所さんをお願いをしたいと思います。それぞれ説明を頂きたいと思います。では最初に財政ワーキングからの報告を宮澤委員さんの方でお願い致します。

宮澤(敏)委員

それでは財政ワーキングの方からご説明をさせていただきます。説明に入ります前に部会長の地元であります、又当管内であります安曇村におきまして正月早々ああいう悲惨な事故が起きました。関係者の皆さん方に心から、なんと申しますか、それぞれの思いを申し上げたいと思います。それでは、資料財政ワーキングは非常に財政というのはデリケートでございますので、前回出させて頂いた資料は文書にしてお出しする事を控えさせて頂きたいという財政ワーキングの座長をはじめとする意見でございましたので控えさせて頂きましたが、過日の12月25日に行われました検討委員会で今お配りをさせて頂きましたそれぞれの内容につきまして審議が行われました。先ほど部会長お話になりました様にそれぞれの内容につきましては部会で、この部会での設定された条件について、設定をしたものでございます。いずれも大変大きな金額になる訳でございますが、それぞれの皆さんの所へはお配りした資料でございますので、すでにお目をお通していただいているかと思いますが、掻い摘んで事務局の方からご説明をさせていただきますので、それを受けてご質問等ございましたらしていただきたいとそんなふうに思います。それでは事務局の方からお願いしたいと思います。

事務局（治水・利水検討室）

はい、それではご説明申し上げます。ちょっと座らせていただきます。資料 93 でございます。事前にお配り申し上げますけれども、この資料に基づいてご説明申し上げます。はじめにという所からでございますけれども、黒沢川部会においてこれまでの審議経過と合意に基づいて、多目的ダムによる案、これダムと河川改修による案でございます。それとダムによらない案、これが二つの案がございましたが、二つの案の治水・利水対策費を試算すると、別紙 1 から 9 ということで試算をいたしました。この試算の前提でございますけれども、アから力がございます。アについてでございますけれども、それぞれの案について、従来から用いられている計算方式工法に基づき概算、概算の費用を算出致しました。ただし、費用は現時点での概算費用であり、状況に拠っては今後増減することもあり得ます。また、実施にあたっては、詳細な調査・設計が必要であり、その結果に拠っては対策の工法も当然変更もあり得るという事でございます。部会における審議経過に基づきやりましたという事であります。それから治水についてですけれども、安全度は 1 / 30、基本高水流量は基準点において 215m³/s という事です。事業の採択要件及び補助率などについては、2002 年 4 月現在という事ではじきました。それから三郷村の上水道ですけれども、平成 22 年の水需要量、これが 9,600m³ / 日ということで算出しております。それから農業用水及び雑用水量ですけれども、代掻き期 17,600、普通期 13,200、非かんがい期 1,200 それぞれ m³ / 日ということです。それから利水対策費、それから施設建設費、あ、利水対策費の中で施設建

設費や管路建設費、施設更新費、維持管理費等は、概算で算出しております。ただし算定・算出にあたっては、初期投資の事業費とそれから 100 年間、これはなぜ 100 年間かというダムで確保している堆砂容量と同じということで、その 100 年間を算出して、二通りの 100 年換算と初期投資とふたつの事業費を算出しております。次に費用の比較でございますけれども、治水まず治水の案でございますが、ダムによる案として、ダムと河川改修、万水川の河川改修ですけれども、これの案でございますが、これについては別紙(1)のとおりで 166 億円という事でございます。それから(2)のダムによらない案、これは調整池+河川改修これは別紙(2)および(3)のとおりで 102 億円ということです。別紙(2),(3)とございますのは、調整池+河川改修という事業がですね、国庫補助事業費になるか県担事業費になるか、県担でやらなければいけないかという違いでございまして総額については、102 億円ということでどちらも一緒ということです。その中で河川改修費 27 億円というのは、ダムによる案と同等になっております。次のページですけれども、利水の対策案でございますが、これらについて、これはあの部会での審議の内容をここに記載しております、詳しくは申しあげませんけれども、あの、上から 20 行目くらいの三つの段落の下ですけれども、そこに黒沢川の流況をみると基準湧水流量は 4,100m³/日、河川維持流量は 2,300m³/日であるため、利水に可能な流量は 1,800m³/日でございまして、でその下に「ダム案」「全量地下水案」「水利分配案」という三案がございまして、これにつきましてはダム案は当初から計画しておりますダム案でございまして、ダムにかなりのものを依存しながらやっていくという事で、上水道については新規井戸 1 本 1,000m³/日というのは新設しますけれどもあとはダムによって水を補給していくという案でございまして。「全量地下水案」というのは、黒沢川から取れる先ほどの 1,800m³ を農業用水で 600m³ 雑用水で 1,200m³ を利用して、足りない分の農業用水は中信平から、それから三郷の上水道は全量地下水ということで全量地下水案という事にしております。で「水利分配案」でございまして、前回の部会の中で取りあえず決めていただきました黒沢川の利用可能量 1,800m³ の中から農業用水へ 300、雑用水へ 1,200、三郷村の上水道へ 300 それぞれ分配して、農業用水の不足分は中信平から、上水道の不足分は地下水から取水するという案でございまして。この三案について利水の面で試算いたしました。(1)のダムによる案でございますけれども、上水道は別紙の(4)それから農業用水は別紙の(5)ということでそれぞれ試算しております。それから次のページですけれども、ダムによらない案ということで、全量地下水の案それから水利分配案ということで、記載しております。アの全量地下水案については、上水道は別紙の(6)それから農業用水は別紙の(7)次に水利分配案については、それぞれ上水道は別紙の(8)それから農業用水は別紙の(9)という事で試算を申し上げております。総括でございますけれども、あの治水と利水に分けて書いてございますが、治水は先ほど申し上げたとおりダム案は 166 億円、それからダムによらない案は 102 億円ということでございます。それから利水についてですけれども、ダムによる案でございますが、初期投資が 13 億円、100 年換算の場合が 40 億円ということです。次のページいきまして、今の 13 億円と 40 億円のお話ですけれども、利水者負担だけを見ると初期投資の場合は利水者負担は 12 億円と 36 億円ということでございます。次にダムによらない案の全量地下水案でございまして、これは初期投資

が 33 億円、100 年換算の場合は 150 億円、全て利水者負担でございます。それから水利分配案でございますが、初期投資が 36 億円、100 年換算は 186 億円、全額利水者負担でございます。でこのそれぞれ初期投資と書いてございますのは、100 年換算の額に含まれている数字でございます。でちなみにここには書いてございませんけれども、治水・利水の合計をちょっとメモで計算してまいりましたが、ダム案の治水・利水の合計でございますが、100 年換算で 206 億円です。206 億円です。そのうち利水者の負担は 36 億円です。36 億円。で初期投資ですけれども、179 億円です。で利水者負担は 12 億円という事になります。それからダムによらない案の全量地下水案でございますが、100 年換算で 252 億円、そのうち利水者負担が 150 億円、それから初期投資ですけれども、135 億円、利水者負担は 33 億円です。次に水利分配案ですけれども、100 年換算で 288 億円、利水者負担が 186 億円です。初期投資は全体で 138 億円、利水者負担が 36 億円ということになっております。それからそれぞれ別紙のほうのご説明申し上げますけれども、別紙 1.2.3 でございますが、これは治水に関するものでございます。但し治水でございますが、そのダムを建設するにあたって不特定容量というのがありまして、それを若干利水にも、からんでくる流量でございますがそれも含めての額でございますが、別紙 1 は先ほどもうしあげましたとおり、合計で 166 億円というのが左上の網掛けの部分概算金額、ダム+河川改修（補助）案のところに 166 億と書いてございます。で財源内訳は記載のとおりでございます。166 億円の内訳はその下のところに書いてございますが、ダム建設費（補助）で 139 億 6,000 万と、それから万水川改修費（補助）で 26 億 6,000 万という事でございます。それぞれ備考それから付記がございますのでご注意をお願いいたします。で別紙 2.3 でございますが、これは調整地案というダムがない案でございます。それぞれ先ほどの箇所を見ていただきますと合計金額 102 億円というのが書いてございます。別紙 2 は単独事業で行う場合、別紙 3 は補助事業で行う場合です。単独になるか補助になるかというのは、これから詳細な計画を煮詰めて具体的な計画を持って国と協議をしなければ分からないということでございますので、二つの案を示ささせていただきました。それぞれ万水川改修はダム案と同じく 26 億 6,000 万円でございます。何が違うかと申しますと財源内訳が若干国庫補助の増減と県費持ち出しの増減がございますのでご覧ください。それから続きまして別紙 4.5 でございますけれども、これは利水のダム案でございます。別紙 4 につきましては、上水道それから別紙 5 につきましては農業用水の積算をしましてまいっております。それぞれ合計が出ておりまして、総トータルが別紙 5 の一番下に載っております。別紙 4 でまいりますと、これはダム案の上水道ですけれども、それぞれ必要な箇所に金額がはいっております。で網掛けの部分が初期投資の事業費でございます。網掛けじゃない白いところが 100 年換算の事業費でございます。それぞれの合計が合計というところで というところがございますがそれぞれの合計でございます。別紙 5 の農業用水に関しましても、同じく同じ表示をしております。で農業用水の合計が というところで表示しております。でその合計が一番下の + 、 + 、これがそれぞれ網掛けの部分をたした物、網掛け以外の物をたした物で、初期投資と 100 年換算のそれぞれの合計が出ております。それから別紙 4 の一番下に書いてございます参考ということで、上水道事業の 100 年換算の三郷村水道事業全体という表示がございます。これは何かと申しますと、三郷村水道の全部

の全体の三郷村の水道事業の100年でどのくらい経費がかかるかというのを算出したものでございます。ということはあのそうじゃなくて本物というかその上段書かれているものは、このダム案に関わる施設の新規、設置それと100年の更新のそれぞれのものを積算してあるということでございます。続きまして別紙6、7でございますけれども、これは全量地下水案ということで、先ほどのダム案と同様な算出をしております。それぞれ別紙7のところ合計を記載しております。それから別紙8、9でございますけれども、これにつきましては水利分配案という事で、先ほどと同じように積算し合計をしております。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。続きまして財政改革資料説明を事務局からお願いします。

事務局（治水・利水検討室）

続きまして事務局から説明させていただきます。資料の94-1、94-2をご覧ください。これにつきましては前回の委員会の中で財政改革課から資料提供があり、若干の説明があったものをお持ちいたしました。簡単にご説明申し上げます。まず、あの94-2をご覧ください。財政改革課からの説明の中では、財政改革推進プログラムの概要という事でこのペーパーがメインでお話がありました。ここに書かれていることは、大変県の財政が危機的状況になっているという事なのですけれども、私も財政改革課の担当ではございませんので、この1ページ目だけ要約のところを多少読ませていただきます。一番上からですけれども、本県の財政改革の目指すものは、単に予算を一律削減して収支の均衡を図ろうとするものではなく、新たな社会・経済システムの構築に向けて、中長期的な展望の下に納税者の視点から県の財政構造、県行政のあり方そのものを改革し、持続可能な県財政を構築することです。とこれが大きな目標のプログラムでございますということです。でその下に新たな財政構造の構築というところで、ひし形の一つ目ですけれども、財政改革が求められる背景というのがございます。これは左側に（経済・財政面での変化）で二点、右側に（社会環境面での変化）で三点がございまして、これらの五点が背景となっております。背景となって財政改革が求められているということでございます。でその下のひし形ですけれども、本県財政の現状と課題ということで、現状と課題が書かれておりますが、現状として県の税収が戦後最大の落込みをしている、それから義務的な経費が増加している、借入金の返済が県財政を圧迫しているという現状から、県の財政が危機的な状況になっておりますと、で課題としては、低成長を前提とした財政運用が必要、それから国に対し地方税財政制度改革の提言、それから借金に過度に頼る事のない財政運用が必要だという事が書かれておまして、その下につながりますが、本県の財政改革が目指すものとして、そこに書かれている六点ということでございますが、特に三番がかなり影響してくると思うのですけれども部会は、総花的な事業展開から脱却し、真に必要な分野に重点的に財源配分する構造を創っていくのですよという事になっております。で一番下ですけれども、財政改革の実施期間が、平成14年度から18年度までの5年間を財政改革推進期間とするという事でございます。それから資料94-1ですけれども、その14ページをご覧ください。ここに別表の2というのがございまして、

財政改革実施後の中期財政試算というのがございます。あの、前のページの13ページご覧いただきますと、そこに財政改革実施前の中期財政試算というのがのっております。その一番下の欄を見ていただきますと、単年度収支 A マイナス B というのが全部マイナス三角になっております。これではまずいという事で、14ページに戻っていただきますと、こういう中期試算をしますとマイナスがなくなってくるよと、という試算でございまして、何が違うかという、投資的経費というのが真中どこらにございましてけれども、これが極端に減って来ておると思っています。これが一番の要因ではないかと思っておりますが、いろんなもので削っていくと支出を削減していくと、というような事でございまして、その中でまた違ったものが出て来ておりますのが、14ページの表の下から3行目ですけれども、長野モデル創造枠予算というのがございます。これが長野モデルの知事の選挙の時の公約等を具体化するためにやっていく、長野モデル創造枠予算という事がのっております、削るばかりじゃなくて重点的に真に必要な予算措置はこういう物も含めてやっていくというようなお話でございました。それから前回の委員会でこれに基づいて審議がございまして、その審議の内容を掻い摘んでお話申し上げます。五点ばかりございましてけれども、風間委員さんからございましたが、それぞれの部会とか委員会の話です。治水案の代替案、治水案は代替案出来そうだけれども、利水が障害になる気がする。部会案の実行、部会で決めた案の実行ですね、これは投資的予算になるのか、それとも今お話して長野モデル創造枠に入るのか、環境問題やダムなどの代替案という点で創造枠に入ると思うのだけれども如何かと、というような質問に対しまして、財政改革課は何処に入るかは政策的な判断でございまして、で担当者としては、財政改革課の担当ですけれども、としては、いろんな事業は公共事業として、採択されるのを優先して実施していきたいと、創造枠の水直し、知事の公約にもございました水直し、創造枠の水直しに入るという判断もあるが、案の内容と額によりまして、という事を言っております。それから同じく風間委員さんからですけれども、利水の市町村負担の支援は、単年度では金が懸かって難しいかも知れないが、複数年なら確保できるのではないのかと、いう事に対しまして、答申を受けて県の案を示す時に必要であれば、答申を受けて県の案を示す時に必要であればこの中から確保していく事になるが、今の時点ではわからないという事でございました。それから藤原委員さんからは、利水に関して委員会の中で総務部長からの見解が出ておりますけれども、脱ダム債の位置付けはどうなっているのでしょうかというご質問がございまして、財政改革課からは、脱ダム債は起債の範囲内で考えますよと、今は検討中ですけれども、ダムによらない水直しに充当する事になるかと思う。で何でもできる訳ではございませんと、で債務でございまして、適債事業、その債務設定において可能な事業と可能でない事業、適債事業が可能な事業なのですけれども、適債事業でなければ出来ませんと、いう事を答えております。それから、藤原委員さんからですけれども、脱ダム債については、治水について財政的に裏付けになるのか、具体的にという事で、財政改革課は事業が具体的に固まっていなくて来ないと解からないと、で脱ダム債についても、あまりロットというのは債務の数だと思っておりますけれどもね、ロットが少ないと手数料の方が多くなってしまいますので、いくらという事がまだ固まっておりませんと、というお話がありました。それから最後に風間委員からですけれども、利水について先ほどの話ですけれども、単年度としての補助と

かの構築は無理だと思っけれども、複数年なら予算化できるという約束ができるのか、という質問に対しまして、財政改革課は必要なものであれば、予算を確保する事となるというようなお話がありました。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。それでは財政関係についてこれから質疑応答をしたいと思っます。ご意見のある方また質問のある方お願いします。はい、久保田委員。

久保田特別委員

久保田でございます。資料 93 の 2 ページの下から 3 ページにかけてですね、書いてある事ですけども、県の補助金を含め利水者の負担金で、利水者負担金及びあのそうですね県の補助金と利水者補助を含めいくらという、書き方してあるんですけども、それぞれですね上水道の 12 億円の内県の補助がいくらか、35 億円の内いくらか、農業用水の 2 億円の内県の補助はいくらか、これを教えていただきたいと思っます。

高橋部会長

はいどうぞ。

事務局（治水・利水検討室）

はい。それにつきましては別紙-4.5 をご覧ください。別紙-4 はダム案の上水道に関わる試算の表ですけども、ここで上段のところに工種から始まって概算金額、国、県、利水者、利水者の中でも村費というのがございますけれども、その合計を見て頂きますと、網掛けの部分初期投資、それから網掛けでない部分が 100 年換算ですが の合計の所でございます。で初期投資の 13 億円ってございましたけれども、13 億円はその合計の網掛けの一番左側の の横に書いてある 13 億円です。この財源内訳は記載のとおりで、国が 1 億円、県が 2,000 万、村費が 11 億 8,000 万という事でございます。それから別紙-5 をご覧ください。同じように農業用水の合計の欄がございます。これにつきましても のところはゼロということでございます、現在と変わらない取水形態であるという事で初期投資はゼロということです。で のところでございますが、約 3 億 8,000 万約 4 億ですけども、その財源内訳は国が 1 億 8,000 万、県が 4,000 万、利水者が 1 億 6,000 万という事でございます。以上ですけども。

高橋部会長

よろしいですか。

事務局（治水・利水検討室）

はい。

久保田特別委員

農業用水分はいくらですか。

事務局（治水・利水検討室）

はい、農業用水分、あの別紙5のところ、農業用水ということになっておりますけれども。

久保田特別委員

2億円の内4,000万が県の補助だということですか。

事務局（治水・利水検討室）

2億円っていうか、全体で3億8,000万をニヤリーコール4億円としておりまして、県の補助分と利水者負担分の合わせて2億円の内訳の話ですね。お待ち下さい。今の別紙-5のところですけども、その県の補助分と利水者負担分の合わせて2億円っていうのは、別紙-5のの行をご覧ください。の行で概算金額計で3.8億とニヤリーコール4億円なんですけれども、その右に国庫補助が1億8,000万と御座います。で県費が4,000万とございます。その一番右に利水者が1億6,000万円とございます。で県と利水者で2億というのは、県の欄の4,000万と利水者の1億6,000万円を足して2億円という表示をしております。

高橋部会長

いいですか。その他何か。はいどうぞ、丸山委員。

丸山特別委員

財政ワーキングの報告を聞いたのですけれども、利水関係の分につきましては、今まで想定していた数字とそんなに変わらないわけですけども、この数字を見ますと全てが利水者負担という事になっております。という事は三郷の水道事業とそれから農業者土地改良区等が負担をするとだと思っておりますけれども、結果的に農業者土地改良区では、従前負担できなくて村で補助して負担しているというような経過がありますので、全てこれ三郷村へくるのじゃないかなって思うのですけれども、これ見ましたら何か財政ワーキングの先生方一生懸命やってくださったのですけれども、どうも地元に対しては血も涙もないような、そんな数字が出されたのじゃないかなと思う訳で、あの今日は地元の、特に三郷村からも大勢の委員が来られていて、みんな来ておりますので、私もいろいろ考えてみましたが、利水者負担で水道の場合例えてみますと、現在三郷村の水道料金の年間の収入が約3億円なのです。仮に30億を稼ぐとなると、何にも仕事なくて10年かかるという事ですし、このまんまその水道事業進めながらやるということになると、水道料金を倍にして賄わないと30億円は浮かんでこないというような事になろうかと思っております。それらについて、今日はあの村から出ている委員も大勢おられるので、皆さん方のご意見をお聞きしていただきたいというふうに思っております。それからもうひとつ、これはあの、部会長さんにお聞きしたいのですけれど

ども、この部会というのあり方がですね、今までその地元の私もいろいろお話したのですが、そういう地元の声については、特に村長は言うべきではないというような事を言われたのですが、この部会というのは、委員会を補完するための部会だというふうに思っているのです。ですから地元の意見を大いに吸い上げてもらって、やっぱりその委員会に反映させるような答申を持っていくのがこの部会のあり方だと思うのですが、そのへんについても委員長のご意見をお聞かせ頂きたいとそういうふうに思います。

高橋部会長

特に財政ワーキングの方でそのへんの最初の血も涙も無いという問題について何かコメントございますか。

宮澤（敏）特別委員

ありません。財政ワーキングの方は、要するにこれは科学的にいいですか、今の現状の中で考えられる、最もその考えられる予算、で今事務局の所さんの方からお話ありましたように、あのいろいろな手探りを検討委員会でもいたしました、脱ダム債の内容はどうするのかこれは単独で本当は作るという形なのかそれとも県債を発行するのか、こういうところまで踏みこんでみた訳でございます。今必要でございましたらこれはまだ未定稿でございますけれども、平成14年12月6日の検討委員会、五十嵐財政部会ワーキングの座長の方から、要するに原則としてみんな町村負担になってしまう、これ非常に忍びないと言うような話あった訳ですけど、これについて財政ワーキングの方から算出資料を変えるような答えは残念ではありますが県の幹事会の方からは提出されませんでした、ですから私どもが出来る今最大の状況はこういう状況で出した訳でございます、これに基づいて部会でのご議論をしていただきたいというのが、検討委員会の財政ワーキングからの報告であります。

高橋部会長

はい、どうぞ。

丸山特別委員

ありがとうございました。私が言いたいのはですね、シビアな数字を出されたという事には感謝を申し上げるのですが、少なくとも三郷村でダムによらない場合には、百数十億円ってお金が三郷村独自でひねり出さなければならぬような事が可能かどうかという事を、そのへんを委員の皆さんにも考えていただきたいと思うところであります。

高橋部会長

先ほど部会長はもう少し地元住民の意見を聞けという事でございますけれども、公聴会もありますし十分お聞きしたいと思いますけれども、確かこの部会の進め方については、私も十分反省はしております。ですからあの今後そんな形で進めていきたいと思っておりますけれども、いよいよ、煮詰まって来ておりますので、お金も出ておりますので、今日はそのへんも含め

て十分ご意見をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

丸山特別委員

はい、解かりました。私先程申しましたように、今日は地元の委員も大勢おいで頂いておりますし、最後だと言う事になりますとそれぞれのご意見を是非聞いて頂きたいとそういうふうに思います。

高橋部会長

はい、まとめ方としてですね。それじゃどうぞご意見を。はい、どうぞ。

久保田特別委員

久保田です。今の丸山委員の件は是非お願いします。それで意見じゃなくてですね、質問がありますけども、この試算はですね、部会の答申に基づいてという事ですけども、調整池だとか農業用水のあたりは細かい論議がなくて試算している訳ですけども、これについてちょっとお聞きしたいんですけども、所謂調整池ですね、これはフィルタイプかコンクリートタイプでやっているかという事と、あと調整池はですね、所謂あの水の調整が出来る事を考えているか、例えば放流用のゲートだとかですね、取水のゲートそういうあたりまで含めたお金がどうかってあたりをお聞きします。あとですね、農業用水関係ではこれを見ますと、ポンプアップの設備だとかそういうのはあるんですけども、一旦上に上げた水を溜めて置かなければですね、運用できないと思うんですけども、そういう設備費の事が無いんですけども、それが入っているかどうか。もう一点ですね、農業用水を中信平からの取水した場合ですね、所謂加入金というものが必要だと思うんですけども、ここらへんについてはどう考えているか。以上につきましてご質問致します。

高橋部会長

はい、豊科建設事務所。

幹事（豊科建設事務所）

はい、では最初の調整池のタイプと水の調節についてご説明申し上げます。まず、調整池のタイプなんですがあの、これダムじゃなくて囲繞堤ということで、堤防として囲むような形で考えています。本体は土です、全面コンクリートブロック張りという事で護岸を張るといふそういう物を考えています。ですんでフィルタイプかコンクリートタイプかという訳ではなくて、囲繞堤、堤防タイプというふうに考えていただければと思います。それから水の調節ですけども各貯水池の最下流部の所ですね、管渠とゲートを設けまして調整は出来るようなタイプになっております。以上でございます。

高橋部会長

農業用水の関係は、どうぞ。

幹事（松本地方事務所）

地方事務所からお話します。ここの別紙の方を見ていただければわかるんですけども、揚水機場2箇所、ファームポンド1箇所というふうに書いてあります。ファームポンドが調整池っていいですか、一時的に溜めておく物と考えていただければ結構だと思います。入っているという事です。それとあの賦課金についても推定ですけども、これくらいかかるであろうという事で、この賦課金の中に加入する分につきましても入っております。

高橋部会長

よろしいですか。

久保田特別委員

入れているわけですか。賦課金の内加入金はいくらか。

幹事（松本地方事務所）

あのすみません。ちょっと調べますので。ちょっと時間ください。

高橋部会長

この6,700万の内訳って事でしょうかね。

久保田特別委員

この賦課金というのは、違うんじゃないですかね。加入金とは。

高橋部会長

はい、それじゃ調べてください。はい、どうぞ。

植松特別委員

先程丸山委員さんがですね、皆さんの意見を聞いて頂きたいという事で、私とてもいい意見だと思います。是非まとめの段階でですね、各議員さんを中心にですね、是非それぞれの意見を言って頂きたいと思うのですが、ただですね、今ですね財政ワーキングの報告があっただけですので、利水ワーキングを含めてですね、全部の今日の日ですね、議論が尽くされた後、議員さんを含めてた委員がですね、どの様にかと言う事は私とてもいい事だと思います。あとあの丸山委員さんが言った地元の意見の反映ということなんですけれども、確かに地元の組長さん、代表している方も委員に入っていて、それは地元の意見の反映だと思いますし、各議員さんもそうだと思います。ただこのあいだの選挙でですね、議員なりですね、議会の方の意見と民意のずれというのがあった訳ですよ、ですから地元の意見というのが必ずしも組長さんやですね、議員さんの意見とは異なると、そういった事だけ念頭に置いてですね、やはり意見を聞いていただきたいと、でこういった事をまとめるにあたってですね、その

議会やそういった方の意見を聞くのと同時にですね、住民投票というのも考えられる訳ですから、そういった意味で民意とは何かと言う事を是非皆さんも念頭に置いて議論を進めて頂きたいと、私の意見です質問ではなくて。

高橋部会長

ありがとうございます。出ましたか。はい、どうぞ。

幹事（松本地方事務所）

賦課金のこの6億7,000万の中に入っておりますけれども、一応一反歩あたり36万ですか、それだけ見込んでおります。

高橋部会長

よろしいですか、1反歩36万という計算のようですけど。はい、どうぞ。

久保田特別委員

もう一点だけ質問しますけれども、ダム案とですねダムなし案の県の負担金の合計の比較を教えていただきたいと思います。

高橋部会長

出ますか。

事務局（治水・利水検討室）

お答え致します。治水・利水含めてということによろしいでしょうか。はい、まず解かりやすい方から、ダムなしの案のほうでございますけれども、ダムなしの案につきましては、利水に関する県の補助は、現行制度ではございませんので、ダムなしの案の場合は全量地下水案それから利水分配案ともども、調整池をつくる時の県の負担ということになりますので、別紙2、3に記載されているとおり、別紙2では県単独事業で行った場合の表でございますが、網掛けの部分の左から3番目に、県費の負担41億7,000万円というのがございますのでこの数字でございます。で、国庫補助になった場合は別紙3の同じく網掛けの部分の左から3番目の35億7,000万円が、このへんのところがダムのない案の県費の負担になります。それから、ダム案でございますけれども、治水に関しては別紙の1、治水は別紙の1網掛けの左から3番目の47億7,000万円でございます、利水に関しては別紙4、5でございます。えー別紙4には上水道の県の負担が2,000万ということになっております。それから別紙5ですけれども、農業用水の県の負担が4,000万円ということになっております。合計すると48億3,000万円ということでございます。それが100年換算でございますけれども48億3,000万円、初期投資にしますれば47億9,000万円、初期投資は47億9,000万円以上です。

高橋部会長

よろしいですか。その他ございますか。はい、どうぞ宮澤委員。

宮澤(孝)特別委員

質問ですけれども。別紙2ですか、この欄外に、欄外のこの3番目ですけれども、第一砂防堤より下流に調整池を整備する場合は、必要容量の増まではわかりますけれども、黒沢改修済み区間の再改修が必要であるとこれはどういう内容のものでしょうか。

高橋部会長

その一点でいいでしょうか。はい、どうぞ。

幹事(豊科建設事務所)

現場でも見て頂いた部分かと思えます。あの第一砂防堰堤から下流の尻無しの部分までの間というのはもう護岸が整備されていて落差工がいっぱいできている部分でございます。その流下能力からいきまして、その上で今の洪水流量をカットするにはそのままの断面でいい訳なんですけれども、その下へ洪水流量カット分をもっていきますと、その上の部分というのは断面をもっと広くとらなければならなくなるものですから、あの第一砂防堰堤から尻無しの間の河道の再改修というのが、出てきてしまいますとそういう意味の事を書いております。現在のところは第一砂防堰堤の上で洪水のピークをカットしようとしていますので、今の川幅。第一砂防堰堤から尻無しの部分までの間は今の川幅で充分いけるんですけれども、その、それより下に洪水ピークのカットのところ持って行ってしまいますと、流量が増えてしまいますので、今出来ている護岸の部分も再改修が出てきてしまうということが予想されるとそういう意味でございます。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

青木特別委員

青木です。あの別紙4のところの、ダム案の上水道の浄水場ですか。この施設はどんな施設でしょうか。それとあのどのくらい水が溜めておけるのでしょうか。浄水場と浄水施設と両方お願いしたいんですけど。

高橋部会長

豊建さん、ダム案のほうですね。

青木特別委員

ダム案のほうの。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課から、お答えします。ここの浄水場というのは、右の方に増設と書いてございます。現状 4,800m³ の村の浄水場がありますんで、そこに 1,000m³ のですね、ろ過地を増設するという考え方でやっております。それからあの、溜めておけるかどうかという部分につきましては、既設の配水地で賄っていけるのではないかと。既設のものを利用していきいたいということでございます。以上です。

高橋部会長

よろしいですか。

青木特別委員

浄水場、浄水施設とこう二つあるわけなんですけれども、同じものなんですか。これ別個のものなんですか。

幹事（食品環境水道課）

浄水場というのはですね、既設ありますんで、あの池をろ過地を増設していくということで、現行急速ろ過方式でやっていますんで、それを 1,000m³ 分増設すると。それから浄水施設と書いてあるのは、ここに書いてございますように、あの塩素消毒のですね施設を若干増設するというでございまして。その違いです。

青木特別委員

浄水施設というのは、新しくつくるといことですか。

幹事（食品環境水道課）

さきほどいいましたように、増設をする、池を、ああそうです。両方といいますと、あの浄水場、いま既設ありますんでですね。4,000 それを使っていくと、そこへ池を新たにもう 1 基作って、1,000m³ 分ですね。いいですか。

高橋部会長

よろしいですか。その他どうですか。はいどうぞ。

田宮特別委員

さきほど、調整池のタイプについて久保田委員さんのほうから質問があったと思うんですが、それに対して、あの堤防のようなものを考えておられると。そしてコンクリート張りを考えておられるという説明があったんですが、その根拠についてちょっと、もう少し説明頂けませんか。なぜ、そういう工法になるのか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

要するに、護岸をコンクリートで張る根拠という事でしょうか。そういうことですね。法の勾配は堤防という事で2割でございまして、そのところに、法面の保護が必要ということで法覆工が必要かどうかというのは、水の流れとか、施設の重要性とかそういうもので、河川施設等構造令等で決定することになるんで、実施にあたっては詳細にですね、どんな構造がいいのかというのは詰めなくてはいけないと思っております。ただ現段階では、黒沢川の近くでご覧頂ければわかると思いますけれども、すべて堤防といいますか、川にはコンクリート張っていますし、万水川もブロック張りということで張っている実情がある中でですね、ここへ造る施設についても同じように、要するに同じ構造で試算をしたとそういうこととなります。現実、やるときには、どういう流れが生ずるかによってですね、じゃ本当にコンクリートのブロックでもつんだらうとか、もっと強いものにしないでいけないか、若しくはもっと弱くてもいいんじゃないとか、そういう事は検討しなくてはならないと思っています。ただ、現段階では試算は近傍の護岸と同じものを使っているということで理解して頂きたいということです。そういう事でございます。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

耐久性のあるというかね、いわゆる流れとの関係そういうもので耐久性のあるもの、より安全性の高いものというふうなところが考えの基本にあるとは思いますが、今までずっと議論してきた中でも特にあの地域のいわゆる自然景観との関係、そのこと非常に重視、それについてはここにおられる委員さん全てがそのこと重視してきたと思うんですが、所謂そういう意味で言えば、所謂近自然型といいますかね、多自然型というんですか、そういうものを景観の中で考えるということ、私としては特に重視をして頂きたい、その中で安全性を考えて頂きたいということをご意見としてちょっと申し上げておきたいと思っております。

高橋部会長

はい、その他ご質問ございますか。はい、どうぞ。

植松特別委員

はい、財政改革推進プログラムのほう、その説明はあったんですけどもそちらのほうの質問ですけども、94-2のほうで、今年度からもう5年間、財政改革推進期間ということで入るわけですけども、その中で、94-2の中で上から三つめの枠の中でちょっと社会環境面の変化ということで説明があつてですね、一番の最初の上のあの、中長期的な展望の下に納税者の視点からこれから財政構造、行政のあり方を改革し、持続可能な県財政を構築すると

いう前文の中で環境と共生した産業構造・生活様式への転換、人口減少・超高齢化社会への対応とあるんですけども、これ具体的にはですね、例えば環境と共生した産業構造、生活様式への転換というのは具体的にどんなことやるかその方針やなんか、ちょっともしあればですね示して頂ければと思うんですけども。

高橋部会長

事務局、どうですか。

事務局（治水・利水検討室）

大変申し訳ございません、担当ではないのであの詳細については申し訳ない、わからないんですけども、わからないんですけども、じゃなくて分かりませんで終わってしまうんですが。私もちょっと財政改革推進プログラムの案の厚いほうの冊子、これ私もあまりちょっと申し訳ない、読んでません。で、この中にあるんじゃないかなと、こうここにはプログラムの各内容がですね、いろんな歳出面の抑制だとかが項目ごとに詳細に書かれております。その中に多分載っておるんじゃないだろうかということしかちょっと、今のところ申し上げられないんで、大変申し訳ないんですけども、あの医療とか福祉、環境、について重点施策の方向が 28 ページ何処らにございますけれども、

植松特別委員

それいいですよ、29 ページに載っているんですよ。ですからその 29 ページに載っていることをですね実をいうとこの問題ですね、財政改革についていろんなことやっているの、あのさらっと流されてしまってますね、あのこれだけの資料あって 29 ページにその環境問題の方向性が具体的に載っているの、ま、ぜひその事を答えて頂きたかったんですけども。

事務局（治水・利水検討室）

29 ページに載っております。すみません。あの勉強不足で申し訳ございません。あの、29 ページに重点施策の一つとして 21 世紀型の 21 世紀の循環型社会の構築を目指す。環境という部分で(2)に明記されております。

植松特別委員

はい、そういったこととして、今一応県の方から説明なくてですね、やったんですけど、具体的には 29 ページにあるようにその、上から三つめの の中にですね自然に負荷を与えない公共、所謂公共事業の実施などを推薦しとかですね、新たな環境施策を構築すると。所謂理念としてですね、あの環境面に環境に負荷を与えない公共事業を実施するとこの文言があるんですよ。非常に大事なことでして、先程あの昨年の検討委員会で風間委員さんが、質問したですねその財政について投資的要素とするのか、或いは長野モデル予算案にするのか、それがあの所謂県の政策秘書室の方では公共事業で扱いたいと答えたそうなんですけれど

ども、しかし、この方向性でいえば自然に負荷を与えない公共事業の実施ということでそういった方針出しているんですよ。ですからやはり、あの県の方の考え方というものが実質的にはこういった方向でいって、やはりこういった方向の公共事業にもっていくという、いわゆる長野モデルとしてあくまでダムは公共、所謂国から補助金を貰う公共事業ではあるけれども、自然に負荷を与えない公共事業の実施、そういった意味ですね、やはり私は捉えていくべきだと、財政改革推進プログラムの方で方向性持っていきたいと、私の意見ですけどもそれだけ踏まえて頂かないと風間委員さんの質問に対してですね、県が答えたそれだけで説明終わっちゃったんですけど、これは非常に大事な事だという事で是非皆さんも理解して頂きたいと。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

今のお話もありましたけれども、だいたいその財政ワーキングの結果わかりましたんで、是非利水ワーキングのほうに進んで頂きたいと思います。

高橋部会長

よろしいですか、それで。はい、どうぞ。

清水特別委員

ちょっと豊建さんにお聞きしたいんですが、地下水の流量現在の3.4倍ぐらい増えてくるというような事ちょっと聞いているんですが、あのわさび栽培の影響が心配する声がちょっと出ているんです。豊建さんではデータがないのでそう言うのはわからんと言うような事言っているんですけど、何かそれについての対策みたいなものございましたらちょっと申し訳ないのですがお願いしたいと思うんですけど。

高橋部会長

はい、豊建さん。

幹事（豊科建設事務所）

あの、ものすごい難しい問題で、わさび組合の方が心配しているって事も私ども情報としては聞いておる訳なんですけれども、今のところその、何か調査をするって事あるのかも知れませんがその調査もどういう調査をしたらいいのかっていうところが、なかなか難しく、対策案にまでは至ってない状況でございます。非常に難しくデリケートな問題だって事だけは理解してるんですけども、非常に難しいなって今、頭を悩めているところではございません、すいません答えにはなっていないかも知れません。

高橋部会長

はい、どうぞ。

清水特別委員

そうすると一委員としてですね、こういった大きな問題クリアしていかないと、今日三郷の首長さんが言われるように、各委員の意見を聞いていきたいというような事のなかでね、非常にこういった問題がですね、クリア出来ないと、どうしたらいいのかちょっと私も非常に戸惑っているところなんです。何かこう一つか二つ大丈夫ですよと言うような、そういったものを豊建さん出していただければ、非常に回答しやすいんですがそのへんについてはどうです。

高橋部会長

どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

大丈夫、大丈夫でない、どちらとも言えません。正直申しあげて。これはもう皆さんもそうですし、私どもも玉がないんで、これからどんな調査をしていくかって言う事は、知恵を出していかなければいけないと思っています。今は申し上げられません、玉がありませんので。何も言えないのが実状です。

高橋部会長

よろしいですか。それじゃ、全体の審議の中であの利水ワーキングの報告をしてみた。

丸山特別委員

わさび組合の方がかなり心配されているってのは何かといいますと、過去にそういう例がいくつかあるんですね、それで大きな企業が進出する場合についても反対で進出出来なかったというような事も聞いていますし、わさび組合の皆さん方他にも水の事ではかなりデリケートになっているんですね、ですからそのへんの所はやはりある程度その方向性を見出していないと、やはりこの委員会としてもやっぱり重要なことだというふうに思うんです、今日は特に、穂高の町長さんも居られるんで地元の町長さんとしていかがでしょうかね。

高橋部会長

はい、どうぞ。

平林特別委員

地下水の問題ですね。この事に付きましてはですね、地下水ってのは非常に、豊建さんの方の話にもありましたようにですね、感覚的な言葉ではいろんな表現があるようでありますけれども、実際にですね地下水脈がどうなっているのか、これが全く解かってないという

ころにですね非常に心配がある訳なんです。おそらくあのいろんな水脈、これも立体的にですね、あるんだろうというふうに思います。その使い方によってはですね、大変な被害がある湧水地のほうに出て来るという可能性は充分考えられると、それともう一つは地下水にですね果たして、全てを頼って、わからない不明なですね、よく分からない存在である地下水に、全てを頼って将来的に大丈夫なのかと、こういった事もある訳ですね。その点あの、穂高町はほとんど上水道地下水に頼っておりますが、絶えずその心配をしながらですね、これを使っているという状況であります。ですからあの地下水については慎重にですね、これはあの論議され研究されなきゃいけない問題だろうというふうに思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

田宮特別委員

その事については、非常に軽く考えてはいけなないと、いうことについてはこの部会の論議の中でも議論されてきている訳ですね。そして、サクセンさんという専門家の方に来ていただいて一定の説明を受けるという状況ある中で理解をして来たという事なんですよ。それ以上のものが、やっぱり果たして議論出来るのかどうか。そのへんが今豊建さんのほうから何とも言えませんと、科学的には何とも言えませんという内容になっていると思うんですよ。だからねそこをね取り上げて議論するところこの部会の中で果たして責任を持った内容を回答出来るのかどうか。ご心配はわかりますよ。しかしそれを議題として取り上げて議論すると言うことになると、果たしてその責任を持ったここで内容というものをここで出せるのかどうか。それからその事については、掘金のそのある企業がね、実際に三郷で一日分使う 7,000m³ 近い水を、やっぱり地下から汲み上げて全国に販売しているというね、じゃあそういう事例との関係も含めてね、どうとらえて行くのかと、それからあの地下水の現状について調査移動がありますよね、いまずっとその事についてはずっと説明を受けたんですがね、その限りにおいて、地下水の変動、そういうものがあまり大きな変動が無いと言う説明も資料の中でもいただいて説明も受けている訳ですよ、調査区間の中で。だからその状態を、説明を越えるね、今のこの内容を議論するという事についてはね、ご心配は解かりますし、やはりこの権限を越える内容だと理解しますのでそういう扱いを是非して頂きたいそう思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。よろしいですか。はい、どうぞ。

平林特別委員

そのとおりだと思うんですが、だからと言ってですね全て地下水に頼ればいいわと、こういう事では非常に危険だと、こう言うことでありますのでね、本当に保証、将来に渡って保証できる資料になっているのかどうか今までの事がですね。現実にわさび業者の中ではです

ね、例えば犀川の河床が変わっただけで流れが全然変わってくると言う問題が有る訳ですから、水の量とかそういった問題の他にですね、その流れが変わってしまうとかですね、そういった事も複雑に絡んでくる訳です。ですから簡単にですね今までの説明であのいけるんじゃないかということで 100%地下水に頼ればそれでいいと、こういうことは危険だとかこういう認識を持っていただきたいとこういうことであります。

高橋部会長

はい、どうぞ、どうぞ。

田宮特別委員

言われている事はわかるんですよ。だから軽々に考えて対応しているということでは私としてはないんです。その問題についてね、だけどその問題があつて議論するという事になれば、じゃ三郷の村民が地下水へ水を求めるという事は、将来不可能だという事につながるんですよ。それは非常に村民から見れば理不尽な話であつてね、他安曇野全町村が地下水のみで対応している現状との対応で考えてもね、村民から見れば非常に理不尽な話なんですよ。

平林特別委員

はい、よろしいですか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

平林特別委員

あのですね、ちょっと違うんですよ視点が。あの目に見えているものを使うのが、一番確実ですね、伏流水なりですね。しかし穂高あるいは安曇野におきまして、例えば地下水にずっと頼るのは危険だということで、中房ダムという案もあつた訳です。しかしこれがダムは出来ないと、地質的な事ですね、駄目になりました。その他にですね、こういった利水に適應できる訳はないかと、という事でいろいろ調査した経緯もある訳です。それが無い訳ですね、無いから止むを得ず地下水に頼つた訳です。ですからまず目に見えるものに頼れるのだったら、そこを優先するべきだと、こういう事なんですよ。だからそういうものを差し置いてですね、総て地下水でいいよという事は危険だと、こういう事ですから。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

今の論議もいままでずっと言ってきた事です、それ皆わかっていますから、先程からありましたとおりそれを踏まえてどう判断するかと、そういう中でもうやっていただければいい

と思います。

田宮特別委員

久保田委員さんの今の言って頂いた事で進めて頂いたらいいんですけどもね、今平林委員さんおっしゃったような考え方と言うのはじゃ条例ができていいのかどうか、地下水に対するね、それから地下水の調査がどこまでやられているのか、行政単位でね、例えば三郷村については、地下水の管理、地下水の状況把握は非常に不充分であるという事はこの部会でもはっきり証明されている訳ですから。その他豊科町はかろうじて町の水、水道水を使っていただけ、企業さん、入った企業に対してね、そういう事がこれも条例ではないんだと。だからそういうそこまで平林委員さんおっしゃるなら、やはり地下水に対するその、安曇野の財産としての地下水、でそういうものに対する条例というかたちの中で、そういうものをやはり管理していくというところまで考えるべきだろうと、それがいいですよ。

高橋部会長

はい、どうぞ。

平林特別委員

条例というのは、いろんな状況に応じてですね、必要であれば作っていくものだと思うんです。今ないということはですね、これ或いは考え方によっては或いは不備な点かも知れませんがね、ですからこれはゆくゆくですねこの安曇野全体から見た地下水の利用に関する条例も或いは必要になってくる。現時点ですら、それは出来てない訳ですが、勿論田宮委員さんおっしゃるようになりますね、必要であればそれは作るべきものなんであってですね、条例が最初からですね、生活ですとか自然の中にですね、くっついている訳ではありませんのでね、ですからこういった議論を通じてそういう条例が必要だということであれば当然ですね、あの作らなければいかんだろうと、しかしながら条例作ってですね、上水道がなくなってしまうと、そこで生活できなくなるということであっても困りますから、これは又後の問題で、条例が必要になればこれは作っていくべきだろうとこういうふうに思いますね。だから、条例うんぬんまで言っちゃってね。これは駄目ですから今言ったようにですね、地下水についてもいろんな不安があるからと言う事は皆さんに認識していただきたい。それがわさび業者のですね今話が出た事でもありますのでね、そのへんは認識して頂きたい。今そういった話が出ましたから、再度なんかあの田宮委員さんおっしゃるのは、あんまりそれを強調なさるとね、認識しているはずなのが実は頭から抜けちゃったとこういうことになり兼ねないものですから。あの丸山委員さんから話がありましたから私は最終のですねわさび業者さんが沢山ある地元としての要望を今述べただけですから。

高橋部会長

このへんで、地下水の問題については集約したいと思いますけれども、あのこの地下水の問題は当初から非常に大きな課題のひとつであることは皆さんも認識しておられる事だと

思います。安曇野の大きな財産でもありますので、これはやはりお互いに守りながらやるというのがこれ原則でございます。従いまして、今それらも認識しながら問題を解決していこうということでございます。あまりその、それが全量地下水に求めると決まったわけではございませんので、そのへんも一つお願いをしたいと思います。今までの財政の問題いわゆるお金の問題の話があった訳ですけれども、あの利水ワーキングの、私も利水ワーキングのグループの一員でございますので、私が一番心配しておりましたのが、この問題でございました。当初から水利権の問題という問題が非常に悩んできたわけでございます。それから、県の補助の問題ということで急遽ワーキンググループを行いました。先般にもちょっとご説明申し上げましたけれども、それを成文化したものがこれでございます。初めて黒沢部会へ報告をさせて頂くわけでございますが、まず、利水に関する審議にあたっての以下3項目についてワーキンググループから提言をしたいということでございます。まず、利水に関する県の支援でございますけれども、上水道事業は従来より言われております水道事業法で原則は市町村ということはこれご理解を頂いているところでございますけれども、今回の場合のようにダム計画の経緯から県はダムの建設、ダム建設の際に支出したであろう金額、これを、上限として市町村事業に補助することを検討すべきであるということが一点と、又、補助対象は新たに必要となる利水の為の関連施設建設費等の初期投資に対してと、維持管理費は対象としないことを原則とするが、ダムに比べ維持費が極端に大きくなる場合もあることなどから、補助対象については、関係市町村と県が協議のうえ決定すべきである。ということでございます。それから次に農業水利権の転用でございますけれども、慣行水利権は数百年に及ぶ歴史の中で、利水者が自らの手によって維持管理され、この歴史の中で水利紛争をとおして当時者間での直接的な対話によって解決され、成熟してきたものである。と、これは歴史的な背景を言っているわけですが、そこで利水の水源問題はまず、水需要の実態を把握して、適切な水需要予測を行った上で供給不足がある場合においてはこれは新規の水源開発あるいは農業用水等の転用の水利調整を図ることになりますけれども、水利調整は当事者間での話し合いによる合意が原則だと、しかし県は適正な水需要の量の把握、河川の情報提供に関する支援を行うことが適当と考える。このへんが非常に黒沢、このへんが不足してたんじゃないかと実は気がしております。それから先般私の方で、こういう措置がありますよというのが、私のほうでちょっと言っておきましたけれどもそれを成文化したのがここに書いてありますけれども、まずあの砂防堰堤の利用や暫定豊水水利権の取得が考えられるということがあるわけですが、まず、砂防堰堤の利用に関しては、砂防堰堤の設置目的から流水安定を求めることはできないため、砂防堰堤による水利権の取得は出来ない。しかしながら、利水者と県などが協定を締結する中で堰堤からの放流水を利用することや、将来の水源措置が確実であり、緊急性等がある場合河川流量の内、豊水使用が認められる暫定豊水水利権を取得することも暫定的な措置として考慮すべきである。ということでこのへんについても、ま、これから県の河川課の説明があると思いますが、是非黒沢の場合はこれを適用して頂ければなとこんなように思っております。続きましてこの暫定水利権のあの、規定を皆さんの方へ配布してありますよね。配布してありますので、これについて説明をお願いします。河川課。

幹事（河川課）

河川課でございます。資料 96 をご覧頂きたいと思います。これは先般の部会の時に、私のほうから口頭でご説明をしたものが、これがもとでございます。先般の時の説明がこれです。ですので今回はこのものに基づきまして概要だけご説明をさせて頂きたいと思います。これがあの、豊水水利使用が認められているものということで前回お話ししましたように発電ですとか水道水ですとか、あの消流雪用水というもののなかで水道水についてこういう基準等に基づいて該当するものがあればというかたちの通達でございます。その基本的事項という事で、の留意事項の 1 の基本的事項ということの(1)でございますけれども、ここがこの間前回お話ししましたけれども、暫定豊水使用は将来の水源措置が確実にされた案件以外は許可しないものであることということで、この括弧の中がお話ししましたようにダム等原則としてダム等水源開発施設の建設が建設事業として予算採択されたもの等というふうになっています。要はこの間もお話ししましたように確実なものの案件ですよということでございます。それで、そのあと今度緊急性の判断にあたってという事が(2)ということで、ここにいくつかの項目がございまして、項目だけちょっと申し上げておきますが、まず水源の状況ですということで、どういう状況になっているかということ、それから水需要の逼迫度がどうなっているか、又生活への影響度それから節水度、取水の実績それから河川のこの(3)のほうの流況の状況からみて、相当数連続して取水出来ない状況が発生しないこと、それから水利使用に係る取水量が取水不能となった場合の節水等の対応の措置等が具体的に決められていること、それから、その水源、将来の水源措置の見通しについて、この申請時点におけるダム等というのはこれが要はそれに代わるものというものが、計画とかそういうものが具体化等してきているかどうか。また許可の期間としてはあくまでも暫定というものがついてございますので、そこに書いてあるように許可期間としては短い期間というものがついてくるということで、これに、この通達に基づきまして、国のほうではこういう案件の中のものがクリアしていくことについて、許可されるものであるということでございますが、あくまでもやはり取水量の関係につきましても、国の方の判断というものが入ってきますので、今ここでこの部分については、豊水、取水時の使用についてはこういうものを基準があってクリアしていくと許可される場合があるという事だけで、このものが、ここにすぐどうなるのかという事の判断はちょっと今ここではご報告できませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。では次に黒沢川の利水について豊科建設事務所さんお願ひします。

幹事（豊科建設事務所）

はい、では資料 97 のご説明を申し上げたいと思います。前回の部会の中でちょっと水収支がわかりづらいというご意見を頂きまして、表にまとめて、表というか絵にまとめてみたものでございます。98 の方で久保田委員さんの方で出して頂いた資料とあの、見比べて頂き

ながらという感じだと思いますけれども、あのまず資料 97 の方はですね、私どもの作ったもののほうは、この絵は水利の分配案、先程いいました 600m³ を 300、300 に分ける水利の分配案で作ってございます。で、1 年間を通して左端にあります代掻き期と普通期と非かんがい期ということで上から三つに期間別で分けてます。ま、5 月 1 日から 10 日の代掻き期、5 月 11 日から 9 月 30 日の普通期、あとその他の非かんがい期ということでございます。表のですね、あの見方なんですけれども全て日量でわかりやすくするため、数字を大きくした方がわかりやすいという事で、日量何 m³ だとか何 m³/日だということで考えてあります。それと黒く十字で囲ってあるこれが一応、黒沢川の表流水で賄える量ということでございます。あと、黒く少しうっすらと塗ってあるものが既存の現在の施設の部分というふうに考えて頂ければと思います。まず代掻き期一番上の段をお話しますけれども、水量全て合計として 29,500m³/日必要だいう計算になっております。左端雑用水 1,200、維持流量 2,300、これは、表流水から取るというかたちで一応考えてまして、あとその隣り水道用水として 300 を表流水から取ると、その隣り、ダム案とダムなし案といろいろあるわけですが、5,500 分については地下水でやるか、もしくはダムで補給する量です、ということです。ダムがあっても無くても新設井戸 1,000m³、1 日 1,000m³ は計画でありますので、それはあります、ということで、あと既設で 2,800m³ 今取っています。で、水道用水としては合計で、これは 1 年間ずっとそうなんですけど 9,600m³ 毎日という事になっています。農業用水でございます。代掻き期としましては全体のトータルでは 16,400m³ でございます。これは、あのちょっとくどいようなんですけれども現在の減反しているのも全て水田をやったという時に、計算でできる流量で、水量でございます。表流水 300m³ 引きまして既設で補給できる量が 6,200m³ という事で持ってますので、残りを引きますと 9,900m³、これを新たに左岸幹線水路からもしくはダムで補給していくというような計算になります、ということでございます。あの、普通期も同じように考えていって頂きたいと思います。農業の量が代掻き期に比べ変わってきているということになります。それと非かんがい期これもあの農業の水量がなくなってきているわけですが、300m³、農業用水表流水の 300m³ 分でございますがこれも私、表を作る時にちょっと迷ったのですけども、ここで 300、農業用はゼロでいいわけですから、300 を水道用水の方に移してですね、600 にして、地下水又はダムで補給分を 5,500 を 5,200 という数字にすることも考えられるとは思いますが、あの最低限の数字、流量が維持流量ですので、ここで一応 300 は放流するというかたちで絵は作らせて頂きましたということだけで、ご認識頂きたいと思います。これは迷って、どちらもあるかと思えますけれどもそういうかたちで作りましたということでございます。以上でございます。

高橋部会長

はい、そうすると 98 の資料説明それじゃ、久保田さんの方でやって頂けますか。

久保田特別委員

98 についてご説明致しますけれども実はあの、この資料はですね、財政ワーキングの結果をですね、入れた資料を出して下さいという事で事務局の方をお願いしたんですけれども、

私の出した資料がそのままになってますので、このお金についてはあの今日の発表、報告がありました数字で直して頂きたいと思います。あの先程事務局のほうからご説明がありましたんでもう殆どわかったと思いますけれども、このですね上から、真中から上がダムなし案の場合で下がダムあり案の場合ですね。それでいずれもこの真中にある長い羊羹みたいなのが、これが必要量です。これをどういう具合に供給するかということをちょっとわかりやすく書いたものでありまして、上にある紫色の分がまずダムなし案の方ですけれども、黒沢川の表流水からの場合がこういう事ですということで、非常に僅かな分しかダムがないと黒沢川からは供給できないと、殆ど左岸幹線なり深井戸でやらなければいけない。ポンプアップでやらなければいけないという図でございます。ダム有り案の方はそれに対してダムに貯留した水から供給が出来ますので、ポンプアップによる分は深井戸新設の 1,000m³ だけで済みますとそういう事でございます。これを見て頂ければ、いわゆるダムの効果とかそういうのがよく解かるのじゃないかと思う思います。以上でございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

すみません、今の 98 の資料ちょっと一言だけよろしいでしょうか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

先程の 97 でですね、あの代掻き期に対応するのがこの 98 の資料だと思います。それであの、ダムの場合もですね、既設の今の既存の左岸幹線水路からのポンプアップの分は見込んでます。従ってダムが出来たとしても、今の補給水は要ることなので、あの今の 98 の資料のダムあり案、下の段の 3 本線がある紫色のやつ、白黒だと一番上になるのですけれども、黒沢ダム貯流水 25,700m³/d というのがあるここからですね、6,200m³ は補給水として引いておいて頂きたいということなんですね。

久保田特別委員

聞いたことないのですけどね。

幹事（豊科建設事務所）

一応ですね、前の議事録の中でも私はそういうふうに説明をしております。要するにダムあったとしても今のポンプアップ補給水は要りますと、そういうダムの規模ですということです。

高橋部会長

そういう規模になっていますね。ですから既存の補給というのは6,000ダム有ろうがなかろうが6,200というのは既存補給、ですから、25,700から6,200を引いてもらった数字がこの黒沢ダムの貯留量、貯水量ということです。それはちょっと訂正をして、そうすると1万いくら

幹事（豊科建設事務所）

19,500になります。25,700から6,200を引いて頂きますと19,500と

高橋部会長

ということでちょっと訂正を

久保田特別委員

あとは直してくださいと、そういう具合にお願いをしたのですけれどもね。

高橋部会長

これちょっと両方とも代掻きですよ。

幹事（豊科建設事務所）

98は代掻き期だけをピックアップしていただいたというふうに認識しています。

高橋部会長

それじゃ、以上で説明終わりましたけれども何かご質問、はい、どうぞ。

務台特別委員

今日の95の利水ワーキングの報告なんですが、先程財政の関係ではダム案、ダムなし案、分配案と三つのうち、ま、このダムなし案がやっぱりこの財政面では一番少なくて済むというこういうようなことで心配をするわけですが、ここで多目的ダムの計画で、県はダム建設の際に支出したであろう金額を上限このへんなのですが、これはダムを造る場合には国の補助、県の補助とあるけれどもそのうちここに示されたことは、県の負担分だけのこと言っているかそのへんをお聞きしたいと思います。

高橋部会長

国は全然出していないわけですよ。利水に関しては、ですから、県は出しているわけですから、県の負担で。

務台特別委員

利水だけの場合はという事、そういうことですか。

高橋部会長

その他ございますか。はい、どうぞ。

宮下特別委員

ちょっと 98 の資料でどう考えたらいいのかなと思うのですが。既存のですね砂防ダムの貯水量というのはこのダムなし案の場合に入っていないのでしょうか。これ、ダムなし案の場合 4,100m³ しか水量ないということでもよろしいのでしょうか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

先程も出ていましたけれども非常に不確実というか、水利権を確保する事が出来ない、砂防ダムではですね、ということで貯留水は入っておりません。砂防ダムの貯流水は入っておりません。

宮下特別委員

じゃあ、水利権が確保出来れば、入れられるということなのですね。

幹事（豊科建設事務所）

砂防堰堤の場合には水利権を付与しないということになっています。というのは例えば極端なと言いますと明日にでも埋まる可能性があるというものでございますので、あの水利権は与えられないということでございます。

宮下特別委員

はい、わかりました。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

青木特別委員

はい、97 の代掻き期の現在も中信平から補給しているのが 6,200m³ という具合になっているのですが、その資料の 40 の中では、代掻き期の 5 月 1 日から 5 月 10 日までの間の中信平の補給量はゼロという具合になっているのですが、ちょっと私が理解できているかどうか分からないんですけど。

高橋部会長

いいですか、どうぞ。

幹事（松本地方事務所）

実はこの資料 97 の数字につきましては、財政ワーキングへ出す為に、作った資料でありまして確かに前の資料では期別に水利権というのはいくつ、いくつとは5日間每ぐらいに決まっているわけですが、そうすると財政ワーキングの時に出すその費用の算定が非常に難しくなってしまうので、単純化したという、要は今ある施設の揚水可能量を単純化してこの三つのパターンに分けて、作ったということです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

青木特別委員

中信平からの補給が大変だということが今のところ問題にはなっているのですが、それは可能であるということでこれを出してきたということなののでしょうか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（松本地方事務所）

前からちょっとお話しているのですが、この水利権自体につきましては今その頭首工の改修に伴い水利権の見直しをやっている最中です。ですので、一応可能であるということと、要はまだ水利権はまだ確定しておりませんので、施設的にはこれだけでもっていく事が出来るということでここに財政ワーキングの為に算定した次第です。

高橋部会長

よろしいですか。

青木特別委員

それじゃ仮定としますか。可能性があるということでこういうのが作り出されたという事で理解していいのでしょうか。

幹事（松本地方事務所）

可能性というか、仮定ということです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

資料 95 の利水ワーキングですけども、いわゆる上水道については補助のことここに書いてあるのですけれども農業用水について全然触れてないのですけども、これはどうして触れなかったのですか。

高橋部会長

最初からですね、利水ワーキング、スタートした時からですね農業用水というのが入ってなかったのですよ。

久保田特別委員

ですけどね、この黒沢の場合は上水道も問題ですけども、農業用水のがもっとですよ。利水者負担でいけば 20 倍になるとか、そういうことですよ。これが大きなネックなわけですからこれについて何か触れてもらわないと私は困ると思います。

高橋部会長

水利権の転用の中で、少しふれているのですけれども。お金の話まではちょっとね。

久保田特別委員

いや、そのお金が大事なのです。私に言わせれば、それで、もう一点ですね、今青木委員からもありましたけども前回この利水ワーキングにですね検討してもらおうというのは、いわゆる先程青木委員から言われましたけれども、その可能性があるかどうかを専門的な立場で検討してくださいと、そう言ったわけですけども、これ何も触れてないですよ。そこらへんが論議されたのか、論議してもだめだったのか、そこらへの経過をちょっとお願いします。

高橋部会長

今の話どういうこと。もう一度。

久保田特別委員

結局利水ワーキングですね、この中信平から水を貰えるかどうかというのは我々素人でやっても分かりませんと、ですから専門家さんに可能かどうかを検討してくださいということで確か田宮委員は発言したはずなのです。ですからそれについて当然この話があると思って期待したのですけれども、ないのですよね。それで、今までの中では県が責任を持ってやればいいと、やるべきだとそういう部会の案だったのですけども、この 2 番の農業用水の転用については県は情報を提供するだけであって当事者同士で解決だと、そういうことで要は県はその立場にないと言いかえればそういう書き方なのです。当事者同士だともう多分だめだと思うのですよね。ですからそこらへんをもう少し私は突っ込んで頂きたかったなと思っているのですよ。

高橋部会長

この問題もね、検討はしたのですけれど、基本的にま、水利のその調整というのは当事者間でなければ、これが原則だということなのですよ。これは皆さん、ご存知だと思います。ただ、この権利がですね、権利が持っているかどうか、持っていないわけですよ、水利権をあれは国ですよ。そのへんでそこまで県が立ち会ってやれるかということは出来ないだろうという話なのですよ。そういうことなのですよ。はい、どうぞ。

二木特別委員

今の問題ですがね、この報告書にね、そういう意味の事書いてもらわないと、今青木委員からも質問があったとおり可能だということになると、これ問題になるのですよ。また報道等でまた書かれちゃうと、権利者が囂々と大騒ぎになると思うのですよ。このへんもね、ちょっと訂正するなり、なんとかしてもらわないと、これをのみこむというわけには、私どももあの頂いたわけですが、これは無効ですよという話なら話は別ですけども、その点をはっきりしてもらわないと、困るのですがね。

高橋部会長

これは、提言でございまして、審議する中でグループとすればこういうものが、ありますと。これを審議の中で、審議の中といいますか、皆さんの中でこういう事もありますと、そしてワーキンググループとすれば委員会にこれを提言したい、決定権はございませんので。それは財政ワーキングもそうなのですけどね。

二木特別委員

これ見ると確かにこれは出来るというように解釈するのですよ。多分ね、マスコミさんもこれね、出来るよというように解釈するのですよ。それでいま頭首工の問題も出たのですが、これだって未知数なのですよ。先程も県のほうから財政の見直しあるいはあの、なんというですか、推進プログラムの案が出ていますが、ほとんど公共事業については、カットしているわけですからね、そうなる頭首工に県の補助がどのくらい出るかということも未知数です。すぐ出来るかどうかということも考えるわけですが、そういう意味もあってね、安易にそういう文書を出してもらおうということ自体も問題じゃないかと思っておりますので、その点明確にしておいて頂いたほうがいいんじゃないかと思えます。

高橋部会長

その他ご意見ございますか。はい、植松委員。

植松特別委員

二木委員さんがそうおっしゃるのですけどもね、ただね私はその文言の中で、私は合意が原則でありということですね、これで構わないと思っています。なぜかというとはですね、この

前文やなんか含めてでもですね、やはり時代というものを見ればですね、減反とか、さきほど話した高齢化社会とか、そういった意味であくまでも時代の移りの中でその時その時で水利権というのは見なおしていくと、だから 10 年ごとにやるとかですね、何年後と決まっているわけですよ。ですから、それに対して時代は変わったときにそれを、そのことに関して当事者間で話し合いの合意が原則であるけれども、その県としては適正な水需要の把握と流量等の河川情報提供に関する支援を行うことが適当とする。私はそういうふうに理解しています。あのいつまでも、時代なり社会的な需要が変わっても 30 年、40 年前の慣行的な水利権だけでいくのは、これはおかしいのじゃないかと、これはもう県の財政改革推進プログラムそうですね、あくまでも時代の移り変わりやるということで、私はこの文は適切だと思っていますけれども。

高橋部会長

はい、久保田委員。

久保田特別委員

だいたい、論議が尽くされたと思いますので、各委員のですね意思といいますか、意見を是非ここで聞きしてもらいたいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

丸山特別委員

さきほど暫定水利権の説明があったんですけども、この中の 2 番の緊急性の判断のところで、いくつか項目ございます。この中の取水実績というのがありますが、例えば黒沢川の場合には 4,800m³ を今までずっと安定的にとっているのですね。ここにありますように需要期の殆どの 90%を越えていると、100%取水も相当日数続いているというので見ていきますと、この暫定豊水水利権、言ってみれば余っている水をとることについては、可能じゃないかなというふうに思っているのですけれども。ま、最後のところに若干期間の話なんかもあります、このことについて黒沢川の場合はそういった事が可能かどうか、ちょっと県のご意見をお聞きしたいと思います。

高橋部会長

河川課お願いします。

幹事（河川課）

今のところの取水実績のお話でございます。これは、従来から暫定取水が行われている時と、条件でございまして、ここで今これがもう全体にそうなのですから、黒沢について、この豊水の暫定の方法の部分があてはまるかにつきましては、国のことになるものですから、

私のほうでは、何とも今お答えはできない状況でございます。

丸山特別委員

それだったら、この今日の説明はですね、いたずらにそのなんと言うかな惑わず説明じゃないかと思うのですよね。私どもはだから、この暫定豊水水利権が、ずっと安定的に取って頂けるのじゃないかなという気がしているのですけれども。是非そういったことについても考えて頂きたいというように思います。しかし、先程来出ていますようにいろんな面で、その可能性がはっきりしないものについて、その方向付けしていくというようなが言われていますけれども、私はやっぱり、可能性がないものについてこう、答申にあげていくというのは如何なものかと思っております。実現性がないものについてはやはり無理じゃないかなというふうに思っております。

高橋部会長

はい、わかりました。ちょうど時間になりましたので、今のご意見午後に皆さんからご意見聞いて、どういう方向性にするかというようにやっていきたいと思えます。よろしいでしょうか。はい。

宮澤(敏)委員

私、今日実は 10 時から県庁で財政課を呼んでありまして、ヒアリングを受けるということで、急遽この会議の後で入ってしまいまして、実はそういう会議がすでに行われておるわけでございます。で、誠に申しわけありませんけれど、午後の会議は欠場させていただきますので私は今のそれぞれの意見についてということについて午後発言する機会がありませんので、先程植松委員さんの方からも私どもも意見を述べていうお話がございましたので、ここであの述べさせて頂いてから。

高橋部会長

どうぞお願いします。

宮澤(敏)委員

まず私はここで多くの皆さんがそれぞれの意見を出されて、それからあの先程久保田さんや丸山さん田宮さんからそれぞれ、植松さんも含めてそれぞれの委員の人達の意見をもうずっとやってきたのだから、そろそろ述べて下さいと仰られたのには、皆さんがそういう意思でありましたらそういうふうになされたらいいと思います。それからあの、私個人自身のこの経過のことでございますが、私ども今日藤原委員さんもお見えでございますが、あのこの部会の設置した意志というのはあくまでも地元の住民の皆さんのほうから成る検討委員会、つまり検討部会地元の意見を聞く為に部会というものは設置されたわけでありまして、その部会の人達を、知事が特別委員の人達を選ばれて、これ知事が選ばれたメンバーで委嘱状も渡されて出てきたそれぞれのたいへんなエキスパートの皆さんでございますと。ですから、そ

うというような地元の皆さんの、地元の声を聞くという、声をまとめるというのが部会の意志で、いや意義でございますから、この条例にはそういう趣旨でございますから検討委員であります私がここでもって、こうだあだということは検討委員会の席が私が発言する機会がございますのであの、そのどういう事かということについての点はさし控えさせて頂きたいと思っております。ただあの皆さんの意見がどうしてもまとまらないということになりましたら、先程植松委員さんから提案がございましたが、私は住民投票大賛成でございます。で、これはそういうことになりますとそれぞれのここで決められたご意見も含めて、住民のご意見もお聞きするという事で、その為には三郷村の中で、それぞれ条例をお作りになられて、住民投票条例お作りになられてそれぞれやるわけでございますから、議会でおやりになられるということが、この2月の議会でお決まりになられると結果が出るのはその後という事になるわけです。そんなことまでおやりになられるということ決意をされるということは私は良い事ではないかなとこんなふうに思います。それで、皆さんの意見がおでになられて住民投票でやられて、決まったということになればそれはそれで大きなインパクトがとても大きなインパクトがあるとういうふうに思います。で、ただ住民投票の問題については要するにここでやっても県の方の部分のところの関係があるから、行政にまたがる内容をというお話が当然出てこようと思います。そういうような問題のことにつきましても、今回黒沢の場合については特に利水という問題が一番大きな問題で、三郷村の住民の生活の基本である水に関わる問題に一番重きが置かれていている話題でございますから、この住民投票をおやりになられるということになれば、非常にこの結果は重く左右されるのではないかなとこんなふうに私自身は考えるところであります。そんなことを含めまして私からの何と申しますか、今日最後、要するに公聴会に向けての最後のご意見とさせて頂きたいと思っております。

高橋部会長

はい、それじゃあの、1時まで休憩をとりたいと思います。お願いします。

<休 憩>

高橋部会長

それでは会議を再開いたします。午前中は財政ワーキングからの報告、それから財政改革の資料の説明、利水ワーキングからの報告等々ございまして、質疑応答したわけですが、先ほどらいご意見として出ておりますのが、だいたいお話は分ったと、この辺で委員各自のご意見を頂戴したらと、こういうご意見がありますので、ではご意見を宮下委員の方から一つお願いをしたいと思います。

清水特別委員

これから各委員の意見を聞くという前にこの部会の部会長の意見を先にちょっとお聞きしたいと思うのですが如何なものでしょうか。

高橋部会長

部会長は自らの意見というのはありませんので、私はまとめの役でございますのでその辺
お願いいたします。どうぞ。

宮下特別委員

私はやはり第 10 回の時に部会として確認と合意をいたしましたことに責任を持つ必要があるというふうに考えますので、ダム無し案の水道水 9,600m³ を全量地下水に求めることを支持していきたいと考えます。まずやはり地下水は安曇野の共有財産であるということ考えた場合にですね、これから地下水の利用とか涵養、特に農薬の問題等ありますけれどもそういう汚染等を含めた、安曇野全体としての地下水条例の制定を早急にする必要があるというふうに考えますので、それらの問題を含めて現状の時代的な流れとか世論を考えた場合にですね従来の考え方とか法というのは大変不備なものがあるというふうに今までの議論の中から感じますので、知事の方針だとか現在の財政負担の、破たんを招いたことを考えた場合に現行法に基づく要求をして行くのではなくて、前向きな考え方をする中でもって、先ほど利水ワーキンググループの提言もありましたけれども、私はそれを尊重支持してですね水利権の問題だとか、それから財政負担というものを法改正によって前向きに対応して行く必要があるというふうに考えます。従いまして 11 回以降、今日の午前中までの議論というものとは 10 回までの議論の中の確認と認識を深めたということでもありますので 11 回以降出た課題につきましては付帯事項として答申案の中に盛り込んで行くということにしたらよろしいかというふうに思います。特に財政問題、それから水利権の問題だとか地下水の条例、これからの法改正を前向きに考えて行く必要があると考えますので、それら法改正によってですね私はダム無し案の全量地下水に求めるという案にして行きたいというふうに考えております。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。次、宮澤委員さんお願いします。

宮澤（孝）特別委員

私は前回レポートでも申し上げてありますが、黒沢の場合は水源が非常に小さいという特性がございますし、それから今回のワーキンググループの報告も見させていただいて、ダム案の方を提言いたします。で、やはり早期に取り組む必要性とそれから住民負担の軽減という問題と、つまり実現性があると申しますか、現実的であるといいますが、その面からもその案を私から申し上げたいと思います。で、ただ今日も出されました色々の問題あるわけですが、やはり提言として、部会でまとめられるものはまとめてやはり報告案に添えて検討委員会へ報告すべきだと、このように考えました。以上です。

高橋部会長

私の方でちょっと説明不足でございましたけども、財政の問題、水利権の問題等々ありま

すけれども、ダム案とかダム無し案という以前の問題で可能性についても少し頭の中に入れていただければありがたいなあ。少なくとも我々、皆さん新聞とかマスコミの報道でお分かりかと思いますが、黒沢部会ほど真剣に審議した部会は私は無いと思っております。これほど深く審議した部会は無いのじゃなからうかと、こんなように思っておりますので、特に財政の問題、水利権の問題、地下水の問題等々ありますけれども、それらの審議の過程の中で色々それぞれご理解いただいていると思っておりますのでそれらも含めた中でのご発言にいただければありがたいな、こんなように思います。よろしく願います。では二木委員どうぞ。

二木特別委員

結論から申し上げます、ダム有りきでお願いをしたいと思えます。理由の一つとして、地下水、要するに上水道の村負担があまりにも大き過ぎるということでございます。もう一つは、ダムを採択された一つの理由に三郷村の水利権の問題があります、これは 4,800m³ あるいは 6,000m³ をクリアできるということで国土交通省の方から採択をいただいた一つの理由でございます。そういうことをふまえますと色々な面あるいは黒沢川あるいは今やっています安曇野排水路あるいは万水の改修等もダム有りきの現状で今推移しておりますのでその辺も考えますとやはりダムを造っていただいて、しかもそのダムも自然を破壊することなく十分注意をしていただきましてそれぞれの自然保護の皆さんとも話し合いをしながら造っていただければありがたいなあ、とこんなように思っておりますので、よろしく願います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。次、中村委員さん願います。

中村特別委員

私も二つの意見から結論を申し上げたいと思えますが、まず財政ワーキングの先ほどのお話をお聞きしまして、自分達の生活に即座に跳ね返って来るとい、どうも県のご支援も曖昧なものが今ご説明でございました。それで先ほどうちの村長は水道料が2倍になるとおっしゃいましたけれども農業用水の取得なども含めると3倍位になるのではないかと思います。ただ今平均 5,000 円でございますが 15,000 円位の水道料、そしてそこへ下水が関わって来ますので、それは余分なことです、その2倍位になって行くということで非常に生活を圧迫されると思います。それから自然環境の破壊でございますが、地下水を上げてポンプアップをするということ自体が私はあまりにこれが自然に即しているのかどうかということも考えざるをえない訳でございます。安曇野全体の水資源を考えました時に、はたしてそういうことをしてそして安曇野全体のことを考えない自然破壊になってしまうのではないかと、というような懸念もござります。また調整池というもの自体もコンクリを使わなくてはならないとか大きな土地を使わなくてはならないとか、ダムの自然破壊とどの程度の差があるのかと思います。まず人間の住むということの中に自然を破壊していくということは、

まずございますけれども自然と調和しながら生きて行くという為には流れて来る水をそこで溜めて、そして徐々に流してそれを私どもがに使わせていただく、これが自然の原理だと思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。じゃあ次にお願いします。

田宮特別委員

私、お正月休みの間に第1回からの議事録をもう一度ずっと読み直してみましたけれども、いわゆる10回の部会でのダム無し案の確認に至る経過ですね、これは非常に皆さん、何と云うのですか、基本的な考え、そういうことの論議を深める中でそこへ到達したと、いうことでただ単に田中知事が再選されたということだけが精神的なそういう気持ちを呼んだということではないのじゃないかと、いうふうに改めて読み直してみても感じたのです。それはたとえば我々が素人で分らなかった部分、いわゆる地下水の状況においても専門家に聞く、その他ダムを造るサイトのいわゆる断層の問題、それから黒沢を中心とする貴重種、生物の生息の問題、こういう話をやはりお聞きする中でそこへ到達したというようにこう考えて、改めて考え直したと、いうことで、そういう意味では今部会長さんおっしゃったように非常に深い真剣な論議がされて来た、ということでもってあの10回のダム無し案が確認された、というふうにご考えております。その後そういう意味ではダムによって治水・利水を考へて行くという場合には、いわゆる財政ワーキングの立場から色々試算がされて出て来た訳ですけども、この自然を壊すということはこれは財政では計り知れない、お金に換算出来ない内容であろうと、いうふうに考へます。だからそういう意味で言えば、脱ダム宣言で田中知事が述べている内容はまったくそのことを指しているだろう、というふうにご理解をしている訳です。それでそういう意味ではやはりダム無し案の10回での確認という立場を私は無駄にすべきでない、これを無駄にしますと今部会長さんがおっしゃったような真剣な論議をして来たという根拠は崩れます。だからそういう意味ではこの10回の確認を尊重するということが基本です。それ以降11回からいわゆる色々議論が出されて来ている訳ですけども、これらについてはどう扱うかということについても、部会長はじめ委員の皆さんでも確認されて来た内容としてはいわゆる付帯意見として上げて行くと、ダム無し案の答申して行くという中にこれらの問題を付帯意見として取り扱って行くということは部会長さんも含めて取り扱い確認をされているというふうにご理解をしています。それから11回以降は議論の中心というのはいわゆるその責任論が中心になって来ている訳ですね、責任が取れるのか責任持てるのかということが議論の中心になって来て議論がされて来た訳ですけども、これらはここの部会の範疇、権限を越えるものだというふうには私はずっと述べて来ています。確認を求める、確認がな無いことが言えないじゃないか、そういう立場での意見が議論の中心であったというふうにご思っている訳です。そういう意味ではむしろここにはそういう権限、あるいはそういう権限が無い訳です。その中で議論する確認を求める議論というのはいわゆるそれは無責任な議論になると、いうふうにご理解をしています。それが

ら農業用水の問題についても、これは南小倉の水利権者の方に結果として2回参加をしていただいた訳ですね。その中で非常にやはり農業をやって行きたいという意欲、そういうことから見てやはり水がもっと欲しい、だからそういう意味で水を返していただきたい、ダムが出来ない場合はね。そういうやはり意見も繰り返されている訳です、だからそこにいわゆる理解を求めるといことは非常に困難があるというふうに解釈もした訳ですが、山田さんという事務局の方の説明の理解は、これ色々解釈は分かれるところかも知れませんが、必ずしも駄目だということではなく、いわゆるクリアーをされてくれば最終的判断はやはり国の判断、農林水産大臣の判断になると、こういうふうにもおっしゃっている訳ですね。だからそれで100%農業用水も無理という判断にはやはり私は理解をしていない訳です、そういう説明受けた中で。そういうふうなことも含めましてこのもう一つはいわゆる県の検討委員会、これは資料-77で示された県の考え方をその後の検討委員会の中では県の考え方がやはりこう前へ進んで行っていると、いうふうにも理解をしている訳です。それはいわゆるその12月の25日の県の検討委員会における県の考え方というのは重点的に配分を考えて行きたい、答申がされてくれば重点的に配分を考えて行きたい、いわゆる公共事業の4割削減ということがあっても長野モデルのソーダワークの210億でしたかね予算が、その中の重点配分として考えて行きたい、と、こういう対応も県はして来ている訳です、だから変化が見られると。もう一つは県の検討委員会の中で利水ワーキングが3つの提言を県の検討委員会に提案をして行っている訳ですが、ここでも初期投資としてのダムに替わる水源を求めた場合、そこには上限として多目的ダムでという計画であった、その計画に替わる代替案として県が負担すべき金額を上限としてあるべきだと、こういう具体的な内容がやはり大きく変化して来ている訳ですね、だからそういう意味でやはり我々が権限を取れる確証を求めるといことではなくてですね、やはりその立場をここの部会としてはやはり尊重する、そうゆうやはり態度で臨んで行くべきだろうというふうに考えている訳です。そういう意味でやはり全量地下水に求めてダムを造るべきでないということです。それからダム案については、県が計画したダム案が一つあるのもう一つはダム縮小案がある訳ですね。だからそのダム案云々とおっしゃられる方々、ダムを賛成するという立場の方々はじゃあこの縮小案との関係でどちらを選ばれるのかと、こういう問題は議論がされていない訳です。だからその辺もダム案を賛成される方においても非常に不明瞭な内容があるのじゃないかなあというふうにこう考えています。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。じゃあ、お願いします。

清水特別委員

私は環境の時代と呼ばれている現在ですね、脱ダムの理念は黒沢川で果たせるかどうかまだ疑問持っております。農業用水とか水道水を使う地域住民の理解と安曇野地域全体の水利用を視野にもっと議論が必要ではないかと。先ほども県議のおっしゃった通り、住民投票条例というようなものも制定された場合、私はこの住民投票で決定されて行くのがベターだと

いうふうに考えております。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。次、お願いします。

久保田特別委員

私は脱ダムの理念には賛成の立場でございました。それで第 10 回の部会で確認された訳ですが、ダム無しの場合です、私とすればあれが究極の案だと、こう思っておりました。しかしその後の審議です、特に利水についてですけれども、3つの分が全部否定されちゃった訳ですよ、数字的な面から何から。こちら辺につきましては、私の期待とすればもう少し県の事務局が、幹事がもう少し前向きな姿勢を示すかと、こう思った訳ですが、幹事のほうもやはり現法律の枠を1歩も出ませんでした。そういうことでやはりこのダム無し案というのは無理だと。ましてダム無し案となれば全量地下水案が、元々あったと思いますけども、これはもう地域住民とすれば理解出来ない理解が得られないと、そういうことで部会長もああいう案を出しまして、我々もそれに賛成した訳であります。しかし全てが、最低クリアーというよりも全てが何もクリアー出来なかったと、そういう結果でありました。それで、じゃあダムがなぜいけないかというのを何回も検討して来たのですけれども、私はやはり一般的なダムに比べましてこの黒沢ダムは費用対効果が悪かった訳です、それと実施する場合の環境調査が不足していたと、それとやはり自然環境の破壊と、こういうような問題があった訳ですが、いわゆるダム無し案を検討した場合です、費用対効果はダムよりも悪いと、環境面でも改変面積が貯水池を造れば多くなっちゃうと、そういうことで環境面も必ずしも良くないと。後、わさび畑の水だとかそういう問題もいくつかありますけども、いずれにしてもダム案にせざるをえないと、こういうことで残念ではありますがダム無しには出来なかったと、こういうことでございます。もういっぺんやはり費用対効果の中で行きますと、受益者負担ということでこの三郷村の住民が上水道と農業用水について非常な負担になってしまうと、これがやはり問題でありまして、私もこの財政ワーキングから数字が出た後です、隣組の会議だとか区の会議だとか新年会に出ましてこの話をしました。した結果です、やはりダム無しは受け入れられないと、ダム無しでいいと、こういう話は一人もありませんでした。そんなことで私は非常に残念ではありますがダム案よりしょうが無いと、こういうことでございます。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。次、お願いします。

植松特別委員

結論から言いますと私はダム無しで全量地下水案があるいは水利分配案、そのどちらかの両論併記で行きたいということです。全文言いますと、水というものは上から下へ流れるものが自然であり、山に降った水がそのまま海に行くと、で人間生活の為には水を溜めたり災

害を防いだりする為にダムはある程度必要かも知れませんが、ただ、今ダムが必要だと言ってもたとえよしんばダムを造ったとしても 100 年後には堆砂します。そのダムは機能しなくなります。その時どうするか、100 年後の子供達はまた同じことを繰り返します。その後もまたそうでしょう。ずっとこういった繰り返しをしながら不毛な議論を続けて行くのだったら、もうライフサイクルもシステムもそれと考え方を変えて行けばダムが無くても水需要は賄えるのだと、その方法としては節水ということもありますし、もっと一番大事なことは法律を変えること、で私たちが最初 10 回でダム無し案ということになったのですけれども、その中で当ってしまったのがその先ほどのシステムですね、水利権の問題です。その水利権の問題を時代の流れと共に変えて行かないと何も解決しないし暫定豊水水利権、これですよ。これをもっと皆さんで深く考えて議論して、余っている水を有効に利用して行く、それを溜めて行く、節水して行く、そうしたことをやって行けばダムが無くても大丈夫な道が必ず開けるのじゃないかと。それと後まだ地質の問題もここでも出ましたけれどももう一度考えていただきたいことありました。環境の問題もそうです、私ダムを造るということであってもしまとまったとしてもですね、ダム有りですよ、もし環境問題をもう一度やってそこで法律的にダムが出来なくなってしまうたら、そうしたらどうするのだと、そういったことだっただけでまだあり得る訳です。不安要素っていうのは地下水も含めてダムが出来ないという不安要素も有る訳です。両方考えないといけないし、これは私調べて行けば必ず出て来ます。その時にダムが出来なくなったらどうするかということあります。最後に一つだけ、やはり民意というものです、これは一番大事なことであって、今回私の二つの両論併記の中に住民投票条例、住民投票を視野に入れるということです。現実的に今ある材料だけで住民投票といっても住民も困るでしょうし、もっと言えば三郷村だけの問題では無いし、もしの話でいいんですけど、町村合併があればこの流域全体の問題ですし、そうすれば他の市町村さんも当然水道料上がりますし、そういったことも踏まえて色んなことを踏まえて材料を与えて皆さんがほんとにどうしたいかということを知ると、そこを変えて行くと。あくまでもこの委員会としてはシステムを変えるのだと今までの法律ではもう限界なのだよと、そういったことまで理念として踏み込んで行かないと、何の結論も出ないと、ぜひそうしたいことをこの委員会提言していただきたいと、そう思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。青木委員さん。

青木特別委員

結論は第 10 回目の部会案として出されたダム無しという案を尊重すべきだと思います。私はこの部会で色んなことを勉強させていただいたのですが、一番大事だなと思ったのは、黒沢の自然というのがほんとに守って行かないといけない自然であるということを感じたのですが、これは三郷村で今まで三郷村の方たちが守って来たから今の自然があると思います。この自然をやっぱり子孫に残して行く為にはダムを造ることによって、珍しい動物が死に絶えてしまうってことがあってはならないと思う訳であります。財政ワーキングが

らダム無しの方が負担が大きいということが出ている訳ですが、自然は一回壊してしまうともう元へは戻らない訳ですから、こういうことも考えて行くべきではないかと思います。それで私は治水については全量地下水で行うべきだと思います。地下水の問題は先ほども出ておりますが、部会の中でも地下水を安曇野の全体の共有財産で保存と有効利用を求めて行くというような確認事項もあります。やはり地下水の条例を作るということも含めながら三郷で水道水は地下水に求めて行くべきではないかと思います。それから利水の件に関しましては利水ワーキングから資料 - 95 で3つの項目が出されている訳ですが、全て地元負担だということで水道料が2倍になる3倍になるっていうお話もあるのですが、これはダムの代替案としてやはり利水ワーキングで提案されたこの項目も尊重して今まで出されました、ありましたように水利権の問題とかそういう問題につきましては、この部会では結論が出ないとかそういう部会のことについては付帯事項としてそれで水利権についてということについては当事者に努力をしていただく、それから法の改正もして行く、そういう中でダム無しで治水・利水を求めて行く、そういうことが必要ではないかと思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。次、お願いします。

内川特別委員

私は前回にも述べてありますが、治水・利水両方の面から色々考えてみまして、ダムの縮小案を私は提案をした訳ですが、今の皆さんのご意見ずっと聞いていますと自然を破壊する環境を破壊するというような問題がだいぶ議論されて来た訳ですが、ダムを逆に言うと小さいダム造っても実際には私は自然を破壊しないと思うのです。逆にダム無しで今の黒沢川の嵩上げをしたりそれからあらゆる所をまだ改良して行くということになると、逆にその方が大きな自然破壊を招きはしないかなあと、こんな感じを受けます。それと地下水の問題ですが、先ほど田宮さんから堀金の場合のこと言われたのですが、堀金は昔地下水を8本だか9本掘って改良したあれがあります。それを今全部、ほとんどやめて1, 2本残したのも業者が買ってそれを掘り下げて使っているということなのですが。これ三郷村でこれだけの水量の井戸を掘るといことになるとおそらく穂高のわさび畑に影響は必ず出るだろうと思いますし、公聴会等でだいぶこれ問題叩かれりゃしないかと、こういう心配をする訳です。地下水は安曇野の共有財産ということでございますので、ぜひ、先ほど条例制定ということもございましたが、ある程度規制はしながら地下水は守って行くべきだと、こんなように考えます。それともう一点は、この検討会、最終的には部会長さんがまとめられて上げていただく訳なのですが、県の財政的な問題からして、どんな意見が上がっても果たして今県で手が付けられるかどうかを私は今心配する訳です。今、安曇野排水路ももう1年でほぼ完成をして来ます。まだ万水は70%ということで、この改修を先に手掛けていただかないと、安曇野は水浸しになってしまうと心配もございます。そんな面から私はダム無しということとは地下水に頼り過ぎるからちょっと問題かなあとと思いますし、できれば治水・利水合わせてダムの縮小した方法をぜひ検討していただきたいと、こんなように思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。

丸山特別委員

私は先ほどらい申し上げて来た通りですけれども、やはり知事の言われる脱ダム宣言、脱ダムの趣旨については理解できますし、そんな中で知事も出来得る限りコンクリートのダムは造るべきじゃないというような表現もされています。そんな中で 10 回まではダム無い方向で色々検討して来たのは確かです、久保田さん言われた通りでありまして、その中で私も申し上げて来ましたけれども、実現性の無いものについて投資するべきじゃないということをお知らせしました。一つは水利権の問題、法を改正すればいいじゃないかという方もおられるのですけれども、河川法がこれ明治の法律でありまして最近改正になったけれども、そのことについては触れることが出来なかったという経緯がある訳です。ですから簡単に法律を改正することは出来ないと思うので、この水利権の問題はそう簡単には行かないのじゃないかというように思っておりますし、また利水者負担の点については、これも先ほどらい申し上げて来ましたように財政ワーキングの報告の中では利水に要する費用についてはほとんどが全額が利水者の負担というような報告がなされております。で、数字で行きますと約百億単位の数字になる訳で、先ほど他の委員さんからも出ておりましたように三郷村の現在の水道料金の年間の収入が約 3 億円であります。仮に 30 億円稼ぐということになると、10 年間倍にしなきゃいけない、料金を倍にして 30 億円が捻出出来るということですし、また農業用水等についても農業者または土地改良区等ではとても負担できないので従前の例から行きますと村がほとんど補助金でみたというケースがあります。そういう意味から行きますと、先ほどお話のように村でみるということになるとやはり水道でみなきゃいけないというような今までの経過をみますとやはり水道料金は 2 倍 3 倍にせざるをえない、その負担を三郷村が試算出来るのかということが大きな問題じゃないかと思えます。先ほど私も利水者負担というのは血も涙も無いというようなことを申し上げましたけれども、ほんとに 100 億の金を三郷村だけで負担するってのは至難の業じゃないかなというふうに思っております。そんなことで先ほど内川委員からもありましたように、とにかくダムである程度浮かしながらやって行くというのがやはり必要じゃないかなというふうに思っております。ダムを造るについても、私もこのダムにつきましては当初の時から関わっておりまして平成 3 年に建設省の事業採択があったのです、この時に小規模生活ダムという話でございまして、普通のダムとは違うのだと小さな規模のダムなので、簡単にとはというような表現がありましたけれども、それが 10 年間掛ってようやく着工出来るところで今止っている訳ですけれども、そういう意味から行きますと更にこの辺ももう少し掘り下げていただいてやはり住民が安心して災害対策が出来る、また飲料水が飲める、そういったダムを考えて行くべきじゃないかなというふうに思っております。これは余談になりますけれども、一昨年北大の総長された方で水の権威の方だそうなんですけれども講演を聞きました。日本の河川というのはたかだか 300 km 位なのですけどヨーロッパへ行くと何千 km という国をいくつか通っている、その

間にヨーロッパでは水をうまく利用してその生活に結び付けて行くのだというようなことを言われていました。日本の場合はこの 300 kmの水を海へ流す前に如何に利用するかということが課題だというようなことを言われていまして、その時にダムの話もありましたし、また一回使った水道の水を下水道に使うという話もありました。というようになんとかやはりリサイクルというのかそういうことも含めて水を有効に利用するということになればやはりある程度溜めてやって行くということが必要じゃないかなというふうに思っております。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。

藤原委員

私、去年の7月ですか意見書を出せと言われて出したのは今もって変わっておりません。ようするに森林の整備をするということで相当治水・利水に貢献するし、また環境の問題考えてもやはりこれからの治水・利水対策というものについてはダムに依らない方法を考えるべきだという提案をしました。そしてそれに対して治水の問題と利水の問題とを提起している訳ですが、そのうちの利水の問題の中で一つは砂防ダムの浚渫、それからもう一つは地下水の問題、それともう一つは水利権の融通ですね、水利権の転用ではなくて融通、本当に足りない時にはどっからか融通するというふうなそういうことで対応できるのではないかと、さらに節水の問題というようなものも申し上げた訳です、そして節水のことを考えまた森林の整備をすることによってその問題についてクリアー出来るだろうと、いうふうに思っております。のでそういう提案をしておりますし、今もその気持ちには変わっておりません。ですから、部会長の各人の意見を言えといえはそういうことだと思っております。ちょっと付け加えさせていただきたいのは、12月25日の日に検討委員会がありまして、その時にご存知のように財政の話が出ました。で、その時に私が質問したのは県債を1,000億今度出すということですが脱ダム債はその内の中に入っているのですか、外なのですかって聞いたら、中だと、要するに1,000億の中に脱ダム債というものは入るのだと。で、どの位の規模かということについてはロットが小さいとその経費ばかり掛るのでそのところは検討中というような、要するにあまり少ない経費ですね脱ダム債ということをやるとですね、それに費用掛り過ぎるのである程度の規模にしてくれるのなら、というふうに考えました。それともう一つは一昨年ですけれども群馬県でもって地域振興というような名目で県債を発行したのですね、そしたら普通の県債よりも多くの方が地域振興に関する県債の方をですね率先して引き受けてそちらの方が早く引き受けが終わったというふうなことはありますね、そうすると脱ダム債という形で募集された県債というのは相当多くの県民の方が率先して引き受けてくれるのではないかと、しかもある程度の額になってくるだろうというふうに思いますので、前から県はなんにもしてくれないのじゃないかとか口だけじゃないかとかいうふうな話もあったのですが、実際に田中知事の公約の中に脱ダム債、水直しというものが入って来てそれを優先的にやるのだ、ということになるとこれはやらざるを、知事としてもですね公約を守るということから言えば当然ある程度の規模の脱ダム債というものは今度の予算に盛

り込んでくれるだろうというのは私の方から見ると、当然のことじゃないかとそれやらなければ県民裏切ったことになる訳ですから、そうやって来ると脱ダム債というものがある程度の額になると、そうするとその脱ダム債ってのはダムに依らない治水・利水の面に向けられる訳なのですね、とするとダムに依らない治水・利水をやるうとしているのは今浅川と砥川と上川です。ですからそこら辺のところは優先してそういうような対象になってくるのかなというふうな感じをしている訳です。でそういうことから考えるとですね、可能性実現性ということをよくここで出て来るのですが、去年の9月の知事選挙の時にですね、知事選の候補者5人ですか、その内のほとんどの方が脱ダムというのは世界の趨勢だと、いうことを言ってる訳ですよ、ですからどなたが知事になってもこれは長野県ではもうダムは造らないという方向に行くのかなあというふうに思っていたのです。田中さんが82万票という圧倒的な支持を得たのですが、これはある意味で言うと私たち外から見ていますと脱ダムということがやはり長野県民に受け入れられたのだろうというふうに理解している訳です。そうすると実現性可能性ということになりますと、たとえばこの部会ですねダムを造るという選択をしたとして検討委員会でそれを受けてね、知事に答申をした時に、知事が果たして脱ダムということを行っている知事がですよ、ダムの案というものを選択するかどうかということ、考えてみると具体性実現性ということから考えてみると非常に低いんじゃないか、という感じがします。ですから実現性可能性と、特に治水・利水の方の実現性可能性ということでしたらばダムに依らない方法をできるだけ早く提起してですね、そしてそれに基づいて利水の問題治水の問題やってた方がむしろ地元の人達にとってみると、メリットがあるのではないかなというふうな感じをしている訳です。ですから何か先ほどからダムにおっしゃっている方は、ダムだというふうに言えばですね、それが実現可能性があるというふうに思っているのかなあと思って、実は財政が非常に厳しい、公共事業もほとんど出さない、しかもダムを選択しないと言っている知事、そのところでですねまだ今もってダムだと言っているとすると、これ後10年たっても出来ないのじゃないかなあという感じがするのです。だからそこら辺のところをちょっと外から見ていてあれですが、私、議事録こずっと出てない時の全部読んでいました。何かちょっと見ていて堂々巡りしている議論が多かったなあというふうに見ている訳なのですね、もう少し何処かに焦点を絞ってやってた方が良かったのじゃないかなという感じを印象として受けている訳です。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。その他にですね、務台委員さんが午後欠席するというところで意見として私のところにメモがありますので、お読みします。

今まで論議の中で財政報告が明確でなかった。財政ワーキングの報告の結果としてダム案を指示します。と、こういうメモがございますので報告しておきます。それでだいぶ欠席の方も午後いますけれども出席している方のご意見全部お聞きしました。ここで私は決を取るとかそういうつもりはございませんが、その中で確かにダムの縮小案というのが何回か出ては来ておりますが、これについて深く入ってはおりません。私の部会長が勝手に進んで来て申し訳ないと思うのですが、私は出来ればこれがいいだろうと思ひまして、事務局ともこの

案については個人なりにやった経緯がございますが、これを目的外であると全て利水ダムという形になりますとこれは三郷村の負担になってしまいますよと、こういう今の現行法ではそうなりますと、いうことになりましたので、これを規模を小さくして造った場合にそれぞれ大きな村への負担になってしまうと、ということが考えられますので、規模にもよりますけれども、久保田さんの方からは色々の提言がございました。排砂をして堆砂量を確保しようとか、というようなものがありましたけれど、この辺についてどうでしょうか、少しそう考えている方がございますので、県に対してそういうもので行けるかなあっていう、一応出しましたですね、資料としては、下げた案は出しましたよねえ。その辺で今提言がございました。はい、どうぞ。

丸山特別委員

私も前にそういうお話したことあるのですが、多目的ダムですね縮小するという案は出来ないのかと思うのですよ。利水だけのダムということになると利水者負担が相当掛る、しかし今のままでも 100 億単位の金が利水者が直接みなきゃいけないということになれば、小さなダムだったら出来ちゃうような気もしますけれども、出来得ればですね多目的ダムで治水もある程度防げるというようなダムを検討されるということになればまた考えが変わってくるんじゃないかなあというふうに思っております。

高橋部会長

その辺何か、蓬田さんの方で何か。

幹事（豊科建設事務所）

久保田委員さんがおっしゃっていた内容というのは私ども理解しているつもりであります。ただ色々基準等があるので、今ここでですねそれが可能だということは当然お返事は出来ません。ただ考える余地というか、考えていかなければならない問題の一つではあると。ダムが小さくなれば当然お金も安くなるし環境への影響も小さくなる、当然のことです。ですんでそういうことは積極的に考えなきゃ行けないなというふうには感じております。以上です。

高橋部会長

はい、分りました。それから住民投票の問題が出ておりますけれども、清水さんの提言と植松さんの同じ住民投票でもちょっとニュアンスが違う訳ですけれども、私は部会として住民投票やるつもりもありませんし、ただ他の部会でも提言として部会の報告の中の意見としては出されておりますので、それは意見として出すことはやぶさかではございませんが、部会として住民投票やるというそういうものではございませんので、これは行政の仕事でございますので当然条例も必要な訳でございますので、それは三郷村だけなのかこの二町三村なのかその辺もあんまり具体性は無い訳ですけれども、その辺については私は部会報告の中の提言としては載せることはやぶさかではない、とこう思うように思っております。それで

うしましょう、色々難しい問題が沢山ございますので、今まで審議した三案をですねえ、一つは水利配分案、全量地下水案、それから多目的ダム案というようになっておりますけれども、この公聴会を開くに当ってここで絞るのか三案で公聴会を開いて公聴会の意見を聞きながら再度部会としての部会案をまとめると、こういう二つの方法があるかと思うのですがその辺ご意見いただければ、と思いますけれども。どんなものでしょうか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

今それぞれの委員さんが、それぞれ委員さんの立場からのお考えが表明された訳ですけども、その中に特に費用対効果の問題云々というようなお立場からの発言もある訳ですね。それから水利配分案についてのそれぞれの委員さんからの言及は無かったように思うのですね。だからそういう点では三案ということにはならないのじゃないかと思います。やはり今ここでそれぞれの委員さんがおっしゃったのは、ダムかあるいは全量地下水かと、こういうことの立場がほとんどだったというように理解していますので、私はむしろ二案で提案をしていったらいいのじゃないかと、いうように考えています。

高橋部会長

はい、そういうご意見ございますけど。ただ私はですね今まで審議がそういう形で来たものですから、あえて言ったのです。はい、どうぞ。

宮下特別委員

私はやはり第 10 回の時にダム無し案ということ部会として確認しておりますので、その時に公聴会持とうという話だったはずなので私はダム無し案で提言して行くべきだろうというふうに考えます。

高橋部会長

確かに今の意見の中でも第 10 回の結果を尊重しろというご意見が何人かから出ております。

丸山特別委員

第 10 回までの検討のなかには、たとえば財政ワーキングの問題とか...

高橋部会長

はい、その辺は久保田さんと丸山さんからもいただいておりますので私もそういうように理解しております。11 回以降については財政も含めてやりましょうよという確認もあった訳ですから、それは皆さん否定しておりませんので、そりはなお突っ込んでやって来たと思っておりますので。そうしますとどうでしょうかねえ、代替案としてはダム案とそれから治水については調整池、利水については地下水という二案で公聴会を開きませんか。はい、どうぞ。

植松特別委員

全量地下水、ダム無しの方で全量地下水なのですけれども、水利分配案の方ですね、そちらも他の方々意見出なかったのですけれども、やはり水利分配ということがこれからの私たちが水問題を考える行くあるいは政治システム全て考えて基本だと思っています。ですから、この水利分配案というのもぜひですね、これは入れていただきたいということで、これを皆さん農業者とか権利者が変えて行かないと何も変わらないですよ。ですからさっき言った暫定豊水のことも含めてですね、豊水暫定水利権ですか、そちらも含めてやはり水利分配案のことをまな板に入れてこういったことが全国のダム問題、水問題、ネックになっているという発信するために私は入れていただきたいと思います。ですからダム無し案の中で二つの両論併記ということですから。

高橋部会長

はい、そうですね。私もダム無し案の中で暫定水利権の問題とか分配案しているのが内訳としてこういうことも考えていると。

植松特別委員

そういうことです。その通り。それを二つ入れていただきたいのと後もう一つ先ほど部会長の方は住民投票のことは提言には入れないという方針といいますが...

高橋部会長

部会としては出来ませんよと、いうことを言っている訳です。

植松特別委員

部会では出来ないと言うのですが他の部会では一部住民投票もですね、視野に入れるといえますかそういった答申ありましたよねえ。

高橋部会長

ですから私は報告書に提言として入れたいと。部会としての提言の中に住民投票も視野に入れてということで、委員会に報告したいということです。

植松特別委員

分りました、報告書の中ですね、そういったことでしたらかまいませんし、はい。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

午前中いらっちゃった三人の首長さんがいなくなっちゃったのですけども、務台委員は欠席したのですけども意志表示してったのですけども、三人はどういう意見だったのですか、何にも言わずに行っちゃった訳ですか。

高橋部会長

私は特に聞いておりませんが。

久保田特別委員

なんかあれですね、午後それをやるっていうのにどういうことかと思うのですけども。非常に責任ある立場の人なののですけども、平林さんと藤野さんですか、そうですね二人ですか。こちら辺はですねえ、たぶん考え方ははっきりしていると思いますのでやっぱり部会長さん確認してもらって、別に私も決を取るということじゃないのですけども、やはり藤原委員は県の委員ですからこの部会の意見としては外れていただいてですね、やはりあの豊科の町長さんですか、も含めてですねそれぞれの意見を聞いていただきたいとそう思います。それで公聴会ですか、その中でもですねえ、どういう比率であったと、そういうことも書いていただきたいと、あくまでもこの部会の意見意志を正しく反映した結果を公聴会にかけると、それでその結果でまた県の検討委員会の報告はまとめると、そういうことがいいと思いますので、ぜひ今いらっしゃらない委員も聞いていただきたいと、こう思います。

高橋部会長

はい、分りました。それから今久保田委員さんの中で藤原委員は県の委員だからその発言は云々と言いましたけども、県の委員でもありここの部会の特別委員でもありますのでまったく皆さんと同じ発言していい訳ですから、その辺誤解の無いようにひとつお願いをしたいと思います。それから宮澤委員については非常に私は残念に思いますけども、ああいった発言をして行ったということで憤慨を突はして、先ほど文句を言ったのですが、電話が来まして誤って来ましたけれども、非常に無責任な発言だと、蛇足で申し訳ございませんが非常に部会長としては、そう思っております。はい。

丸山特別委員

平林さんは午後からいなくなったのですけど、実は今日は当初から町村合併の議会在決定して委員長になっているものですから、こっこの会議が後から来たので、それでぜひ午前中だけは出られるということですので、その辺は理解していただきたい。急な話で弱っちゃったというようなことを言われていましたので。

高橋部会長

そういうことでございますけど、久保田委員の方からですね、その意見を聞けということですから事務局を通じて意見をは聞いておきますので。それでは15分位休憩を取らせていただいて、少し事務局の方で整理をしてもらいますので、そしてこの案で公聴会を開く

ということで確認をしていただいて、のちに公聴会をじゃあいつ開くかと、というような進め方をして行きたいと思っておりますので、お願いします。2時15分まで休憩を取らせていただきます、お願いします。

< 休 憩 >

事務局（治水・利水検討室）

休憩前に引き続きまして会議を再開したいと思いますので席の方へ戻っていただきたいと思っております。では部会長、進行をお願いします。

高橋部会長

では会議を再開します。まず資料の説明に入る前に私の方で補足といいますが、確認をさせていただきます。事項が2点ございますのでお願いします。まずこの資料は第11回資料91というので皆さんにすでに配布済みになっております物を訂正した物でございます。それから利水対策案という所を見ていただきたい訳ですが、水利配分というのを皆さん誤解のないようにお願いしたい訳ですが、私共今まで審議してきたなかで限られた水を有効に皆さんで分け合って使いましょよ、という案でございます。従いまして代替案のなかでの利水の対策については、これだけの水を、ここに基づいた水を3者で分け合いましょよ、という案でございますので、量もさることながら、そういう事を確認させていただきたい。それからこの文章その下に上水全量地下水案とこうなっていますが、私はすでにもう2,800m³というのは既設の地下水を使用しております。この事務局の方では不足の分の新規6,800m³を全量というような解釈で書いたようですが、私はちょっと住民の皆さんが見た時にその辺が誤解を招いては困りますので、すでに2,800は使っていますけれども足りない部分を地下水に頼るのだよという考え方にさせていただくために、ちょっと今日資料間に合いませんでしたけれども、全量を削除して上水地下水案というように直してもらったらと思っておりますので、その辺も後でご意見をいただきたいと思っておりますけれども、お願いをしたいと思っております。それでは資料全体について事務局の方で説明させますのでお願いいたします。それからこの案はあくまでも公聴会へ出す案という事でご理解をお願いします。それで内容の不備については皆さんからご意見をいただいて再度直しますのでお願いをしたいと思っております。それでは事務局お願いします。

事務局（治水・利水検討室）

はい、ご説明申し上げます。この資料につきましては基本的には資料91、以前にお出ししている資料91を一部手直しをしている資料でございます。まず「黒沢川・万水川の治水」の方からでございますけれども、これにつきましては左半分は変更してございません。右の治水対策案についてでございますけれども、これについて調整池の案と多目的ダム案という事で表示してございます。内容については訂正ございませんが、費用の所で今回の財政ワーキングの報告の費用を受けて、ここに費用を掲載してございます。あと問題点・課題について

は変更してございません。それから裏ですけれども、「三郷村の利水」という事でございますが、これにつきましても左半分は変更してございません。右半分でございますけれども基本的には前回までの部会の審議のなかで出されてきております水利分配案、それから上水地下水案、それから多目的ダム案という3つの項目について記載してございます。

高橋部会長

そうではないのだよ。ダムなし案のなかに。

事務局(治水・利水検討室)

すみません。ダムなし案とダムによる案という2つで大別しておりまして、ダムなし案のなかで水利分配案と、それから上水地下水案という事の2つの項目がございます。それでダムあり案のなかは多目的ダム案という事でございます。ダムなし案の方の水利分配案でございますけれども、財政ワーキングの試算をした条件を内容として書かしていただきました。それから上水地下水案についても同じでございます。それらについて財政ワーキングの方から発表された概算費用それを掲示してございます。それから問題点・課題は前回と同じでございます。それからダムあり案ですけれども、これについても内容は前回と同じで、概算費用については今回の財政ワーキングの報告から書いてございます。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。ダムなし案の中に案が2つありまして、水利分配案と上水地下水案の2つあるのですけれども、何が違うかという分配案で300分配すると新規は6,500、分配しなければ6,800と、こういう数字の違いなのですが、その辺も含めてご検討いただければと思いますけれどもお願いします。

久保田特別委員

意見でもいいですか。

高橋部会長

結構ですよ。

久保田特別委員

まず治水の方ですけども、治水対策案で多目的ダム案とありますけども、これは言葉のあやですけども、生活貯水池案という訳にはいかないですか。

高橋部会長

その辺、豊建さん。

久保田特別委員

生活貯水池事業でやる訳ですよ。普通の多目的ダムとも違うのですよね。確かに生活貯水池も多目的ダムの1つですけども、どうかという話になれば生活貯水池ですよ。

高橋部会長

工事件名はどうなっていますか。

幹事（河川課）

今の久保田委員の方からご指摘ございましたように、黒沢ダムの場合があくまでも生活貯水池として今まで平成3年から事業採択してまいりましたので、正確に言うならば生活貯水池という表現が正しいかと思えます。

高橋部会長

はい、そうしますと黒沢川生活貯水池ダムという事ですね。

久保田特別委員

貯水池ダムはないでしょう。生活貯水池ですよ。

高橋部会長

ダムはないのですか。ああ、貯水池だからね。

久保田特別委員

ただそれが15m以上か何かだからダムだという名前になると、そういう事ですよ。

高橋部会長

ではこれは正規な件名を入れるという事ですよ。

久保田特別委員

その方が私はいいいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

今の意見ですけども、正規な件名という事ですけども、しかし一般的にはこれは多目的ダムという事で今までやってきた訳です。ここの議論もそうですし、あくまでも多目的ダムという事で議論をしてきましたし、もし書くのだったら生活貯水池それで括弧して多目的ダムと、やはりそれははっきりさせないと一般の方に誤解を受けますし、やはりそれは多目的ダムという事は間違いないのですから、両方ここで書いていただきたいと。

高橋部会長

確かにダムの内容については多目的なのです。砂防あり両方入っていますから、ですからどうでしょう、正規の名前入れて多目的ダムと括弧で入れる、これは問題ないでしょうか。県の方へお願いしたいのですが。

久保田特別委員

入れなくてもいいのではないか。

丸山特別委員

村ではずっと小規模生活ダム、生活貯水池と言っている。

高橋部会長

その辺県の見解どうでしょう。

すみません席をはずしてしまって、生活貯水池というのは事業名だそうなのです。ですから上の調整池案というものは、これがもしできるとすると、どういう事業なのか、まだ決まらないものですから、下の事業名をあげて上の事業名がないというもおかしいので、あくまでも調整池案か多目的ダム案かという形しかとれないようなので、その辺でご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。その他ございますか。

丸山特別委員

細かい事ですけども、費用の事ですね。概算費用。水利分配案と上水全量地下水案の費用のところ見ますと、上水道 24 億円、内三郷村 24 億と書いてあるのですけれども、これは全額三郷村というような表現にするべきではないのでしょうか。何か内書きにするとずっと少ないような気がするのだけれども、良く見たら数字は同じ。今までの表現のなかでは全量三郷村負担とこうなっていたのに、ここだけ何で内幾らとしたのか。

高橋部会長

ちょっと良く質問の内容が分かりませんが、どこを見ればいいのでしょうか。

丸山特別委員

「三郷村利水」の利水対策案の所の概算費用という欄ありますね。真中に。初期投資上水道が 24 億円、内三郷村 24 億と書いてありますね。今までの表現は上水道 24 億円、全額三郷村負担とこうなっていたのだけれども、あえて内書きで同じ数字を書くというのもちょっと違うのではないかなと思うのですけれども。

高橋部会長

これは非常に計算がいろいろあるようなので、ちょっと事務局に説明させます。

丸山特別委員

あと全部同じ数字ですね、これは。

高橋部会長

はい、どうぞ。

事務局(治水・利水検討室)

ご指摘の通りに財政ワーキンググループの方では全額利水者負担等の表現でございますので、この全額利水者の負担の場合には、例えば全額三郷村負担と、このような表現に変える事でも可能でございますので、それでよろしいでしょうか。

高橋部会長

よろしいですか。

丸山特別委員

はい。

高橋部会長

財政ワーキングの基本事項にもありましたように。その他ございますか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今まで調整池についてもあまり論議しなかったのですが、この調整池容量ですね 19 万 m³ と約 10 万 m³ という話ですが、私実際に水の運用をしてきた立場からみれば、この合計の 29 万ではやはり足りないと思うのです。ダムの際は 29 万ですが、下へくればいわゆる流量の把握が正確ではないとか、そういう意味からいけば、良く分かりませんが 2 ~ 3 割は多くなければ今までの信頼度は得られないのではないかという気がするのですけれども、確か 11 回の部会でも幹事そのような話しているのですけれども、それについては検討されたのですか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事(豊科建設事務所)

確かに今の現行の黒沢ダムの地点と、この今の赤沢砂防堰堤の地点では、ハイドログラフが大きく変わりますので量は変わります。普通は。ただこの場合は調整池という事で、ちょっと難しい話になりますけど、ダムの場合は小さい洪水の時でもどんどん溜めていくという形なのですが、調整池の場合はハイウォーターレベル近くまでは何も溜めずにピーク

の頭だけを溜める形になるものですから、その分で容量は少なくて済むという事なのです。一般に、下流にいくとピークが大きくなるので溜めなければいけない量は増えるのは一つあります。増える方向では一つあります。しかし調整池というのは小さい洪水の時は全然溜めなくて済むものですから、溜める量は非常に効率的に上の三角形の部分だけ溜めればよくなるものですから、同じ場所でもしダムと調整池を造った場合には、調整池の容量は少なくて済むという事なのです。それがマイナス方向に動いて、たまたま計算上いま同じ容量になっただけの話です。ですから位置を変えた事を考慮して、それが容量としてはプラスに当る。その上で今度調整池という事で、最初から溜めるような形にしていけないという事で、それが容量としてはマイナスに比べてプラマイでたまたま計算上ゼロになったと、こういう事なのですけども。

久保田特別委員

前回の時はもう少し大きくなければだめだという感じの表現だったのですけども、実際やってみたらそうではなかったと。

幹事（豊科建設事務所）

いや、そうではなくて、第一砂防堰堤までの間であればそういう計算でプラマイゼロで29万でいけます。ただそれより下流にまた造るとなると、やはりハイドロの伸びが増えてしまいますのでもっと容量は大きくなるかと思います。ただそれは確かに現在の計算上での話なので、もっとちょっと詳細に当然詰めなければいけません。たまたま29万と同じ数字に計算上なったというだけの話でございます。

高橋部会長

いいですか、ピークカットだけするという事だようですから。はい、どうぞ。

中村特別委員

ここの利水対策案の表の問題点・課題の一番下のダムありの中の問題点・課題ですが、水質悪化の懸念があるという事はどういう意味の事でございますか。井戸水と比べて悪いとか、そういう比較でものをおっしゃっていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

高橋部会長

私の方でいいですか。そちらでやりますか。これはですね、水を溜め込む事によって水質が悪化するのではないのでしょうかという懸念なのです。これはどこでもダム反対の人達がよく言っている問題で、ダムを造って水溜める事によって水が腐ってしまうのではないかと、そういう懸念がある。これはやってみないと分かりませんが、そういう事ですよね。その他ございませんか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

治水対策で調整池案で、この課題・問題点で通常期の管理方法を検討する必要がある、とあるのですけども、これは今まで全然論議がなかったのですけども、これはどういう事を意味する訳ですか。

高橋部会長

調整池案ですね。

久保田特別委員

何かグラウンドにするとかそういう事ですか。村が管理するとか、県が管理するとか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

通常期、例えばただ置いておいても無駄になるというのも一つ今おっしゃった事あります。それと草ぼうぼうになってしまって、土砂もいっぱいがあると溜まってしまったとか色々あって、非常にきたない状態になってしまうというのは環境上によろしくないで、そういう通常の雑草等ごみの管理もあるという事で、そういう管理をしていかななくては行けないと、そういう意味でございます。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

植松特別委員

これ公聴会に出す資料という事で今まとめている訳ですよ。

高橋部会長

はい。

植松特別委員

例えば一般の方、公聴会に出席される方がこれだけ見て、この他に今色々な問題点あがっていますよね。水利権の問題、地質の問題、環境面の問題、そういった色々な問題あがっているなかでこういうものがあるとする、その背後にある問題点がこれだと公聴会に出る方、一般の住民わからないのですよ。ですからこれだけだと単なる事実だけがあって今言った事がわからないという事と、もう一つは今回利水ワーキングが出したこれからの県の方針、方針なりこれからやろうとしている事、特に利水に関する事、農業用水利権転用暫定措置の事についてですね、そういった事もバックグラウンドとして入れておかないと、これを全く知

らない方が見たら、いわゆる先程言った利水の負担、水道の受益者負担の額だけを見てしまうという事になってしまうのです。そういった事もどこか是非公聴会やるのでしたら今までここで出てきた問題点を箇条書きでもいいです、羅列でもいいですので入れていただきたい。部会で何が審議されてきたかという事がわからないと、やはり住民というのは意見言えないのですよ。ですからこれを是非ここで、部会でこれを公聴会に配るのでしたら、これを今言った問題点なんかを是非まとめていただきたいという事があります。それを何とかしていただきたいというのが意見です。

高橋部会長

はい。これは今日決めていただければ私共また事務局と相談をしてその資料提供しますけれども、従来もやってきておりますけれども、全てダムについても、それから委員会の審議の過程についても、全て公表するような方法でやりたいと思っております。

植松特別委員

では是非今までの過程を、そういった問題点なんかを含めて、これから県の方針や何かもですね、入れていただいたものをこのペーパーと同じに配っていただきたいという事です。それとあと利水対策案のダムありの方の問題点・課題ありますけれども、先程水質悪化の懸念があるという事だけありましたけれども、ダムありの場合には表の治水の方には生態系に配慮が必要とありますけれども、利水についても多目的ダムの場合には色々また問題点あると思うのです。ただ利水の事だけ項目だからこそ水質悪化の事しか書いてないのですけれども、ダムというものの問題点はあるので、そういった事もここでは必要ではないかと思うのですけれども。

高橋部会長

ダブって書けという事ですね。

植松特別委員

その通りです。両方ともダブって書いていただいて構いません。

高橋部会長

生態系に配慮が必要と、それから改変面積 6.35 h a もダブって書くという事ですね。はい、分かりました。その他ございますか。ちょっと事務局で、公聴会の時に今までもやってきて、ダムの計画から、公聴会の説明資料として出したでしょう、それはできますよね、やる予定ですよ。

事務局（治水・利水検討室）

砥川みたいな形ですか。

高橋部会長
そう、そう。

事務局（治水・利水検討室）
できますよ。

高橋部会長
できますよね。それはやる予定ですよ。そういう事ですので。公聴会で皆さんに分かるように。はい、どうぞ。

植松特別委員
それは公聴会で事務局から説明するという事で理解すればいいのですけれども、ただこれから公聴会に参加する人を募集する訳なのですが、そういった方々がこのペーパーだけ見て公聴会で意見を述べるのか、県にあらかじめ文章を出してですね、それとも今その日に説明される今まで部会で審議してきた事を、やはり私は最初からこれはオープンにしておくべきだと、それでないで公聴会で意見言う方は、いわゆる資料がこれしかないし、あとは自分でホームページで議事録を見るとか、それしか手段がない訳です。ですからあくまでも公聴会に応募する方を対象にして、こういったものを皆に見られるような方法をとっていただきたい。これはどこで配る訳です。公聴会当日です。

高橋部会長
その辺ちょっと事務局で。

事務局（治水・利水検討室）
これは事前にお配りといえますか、町村の役場の窓口置くとか、あるいは合庁へ置くとかという形で事前にこれを見てもらってそれに対して意見をいただくと、それとあと今までの審議色々まとめるというのは、ここで議論していただければいいのですけれども、非常に膨大にもなるし、これまでの議論は全部公開でやってきておりますので、その辺どういう形がいいか、ちょっと私も今イメージが湧かないのですが。

高橋部会長
部会の審議の過程ですか。それは箇条書きで私はいいと思います。はい、どうぞ。

植松特別委員
私も今田中さんそう言っているのですけれども、例えば今回出てきた利水ワーキングの県の方針やなんかですね。それはやはりこういったものがあるという事が背後になれば公聴会では意見を言えないですよ。ですから是非部会長言われたように箇条書きでもいいので、今こういう問題点が残っていますよと。水利分配案がどうして今それにいかないかという、

色々な非常に調整が難しいとか、その辺の事を書いていただかないと、やはりこれだけでは判断できないものですから、市町村の窓口で置く時にそういった物を作っていただいて置いていただきたいという事です。

高橋部会長

はい。それは可能ですね。はい、二木委員どうぞ。

二木特別委員

公聴会に出たいという方は何かの広報で知らせると思うのです。インターネットとかそういうものでやると思いますが、メールで。そういう場合に資料がここにありますからというような案内を出していただきたいのですが。ただ漠然とやるという事ではなくて、資料については、例えば三郷村役場の建設課にありますよとか、そういうような方法はとっていただける訳ですか。

事務局（治水・利水検討室）

今のお話にありましたように、そのように事前に周知させていただきます。分かるようにしたいと思います。

高橋部会長

はい、宮下委員。

宮下特別委員

私ちょっと具体的にお願いしたいなあと思うのですが、ダムなし案それからダムあり案になった背景としての資料、一つに県の利水に対する考え方ですね。資料 77 とか、それから今日の討議になりました利水ワーキンググループの提言、そういう資料名でもってどういう物が必要かというのをちょっと皆さんで出していただいたらどうなのですか。私はちょっと資料 77 と、今日の利水ワーキンググループの提言というのは是非出していただきたいなあというふうに思います。

高橋部会長

はい。公聴会用として、ですか。

宮下特別委員

はい。ですから、そういう事が背景にあって、こういう案が出ましたと。

高橋部会長

はい。非常に大事な事だものですから、私は考えております。はい、どうぞ。

植松特別委員

公聴会に出す意見の事になってしまうのですけども、さっき久保田さん言われた通り、今日欠席されて発言しないで帰られた首長さんいらっしゃいますよね、3人の方。そういった方達は本来責任としては私は残しておくべきという、午後やる事が分かっていたのにあえて休んだと、それをやらずに、責任を放棄したと思うのですけれども、しかし意見を聞いていただいてその方達の事も入れていただきたいと、それでダムありの方とダムなしの方います。住民投票と言う方もいます。それを全員、部会の委員は公表でオープンになって名前も出ている訳ですから、誰々委員はこうだという事で入れて、私はそこまで入れていただきたいと、こういった理由とですね、それはなくてもいいですから委員はこういった意見を持っているかという、部会のですね。それは何らかの形で是非入れていただきたいと。

高橋部会長

どこへ入れるという事ですか。

植松特別委員

公聴会の時に、部会ではどうしてこういうふうになったかと、こういう意見が出たかと、ダムありとダムなしになったかと、それは委員の判断でこういう事ですと、もし言えば私は名前を入れて全然構わないし、これは皆さん県からお金をもらってやっている訳ですから、是非ともこれは名前を入れて、どの方がどういう意見だという事も是非入れていただきたいと思います。

高橋部会長

はい。この2案に対するご意見を今日いただいた訳ですけども、当然公表して結構だと思うのですが、それを公聴会のなかで資料として出したらどうかと、名前を入れてという事ですが、その辺についていかがでしょうか。問題ないでしょうか。よろしいですか。ではそういう事で皆さんがいいという事でございますので、事務局の方であまり詳しい内容までは書けないかもしれませんが、その辺は書き換えて公表するという事でしたいと思います。その他ご意見ございますか。はい、どうぞ。

中村特別委員

この治水計画でございます。老婆心ながら現在進行しているこの状況でございますね、これは。それでダムなしの場合とダムありとまた変わってくるのだろうと思うのですが、その辺もご説明になられますですね。

高橋部会長

河川改修の関係でございますね。これについてご意見ございますか。今までの部会のなかで私は河川改修については、70%、50%という進捗率のなかで今ストップしておりますので、これは是非継続したいという事で、部会案のなかで、報告のそのなかで委員会へ報告したい

というように前々から申し上げて皆さんからもご理解を得ているものだと思っております。それで今の断面を嵩上げするというような問題については、とうてい今の段階では無理であろうから、ダムありの計画で進めて欲しいという事でございます。尚それによって断面が小さいというようなものについては、大熊委員も言っておりますように、私も前々から言っていますが、その辺のチェックは県にして欲しいと、それから余裕高というのは60cmもっておりますので、これの活用も検討して欲しいという事も報告のなかへ入れたいというように思っております。それでよろしいでしょうか。はい、久保田委員。

久保田特別委員

あと非常に細かい話になるのですが、利水の方で、南小倉地区の農業の現状という所で、一番目の黒丸の所で、一番後に括弧して中塔を含むとだけ書いてありますが、洞合、日陰も是非入れていただきたいと思います。これ入れておかないと俺達の事は全然考えていないのかと、洞合、日陰の人達はたぶん不満に思うと思いますので、この数字自体は洞合、日陰も入っていると思いますので、この南小倉地区というなかには中塔、洞合、日陰を含むと、こうしていただきたいと思います。あとその下の黒沢川利水の経緯でございますが、これも非常に細かい話になりますけども、3番目と4番目が、これ日付逆なのです。この県と村が砂防工作物の使用に関する協定結んだという方が10月11日で先なのです。それでその上のやつが10月16日なのです。ですからこれはやっぱり経緯という事になれば正確さをあれるために入れ替えていただいた方がいいと思います。以上でございます。

高橋部会長

それはいいですね。それから追加するのもいいですね。

事務局（治水・利水検討室）

了解いたしました。それからもう一つちょっと事務局の手落ちで訂正がございますのでお願いいたします。「三郷村の利水」の対策案の、上水地下水案の問題点・課題のなかの、3つ目のボツの2行目でございますが、農業用水については水利転換案と書いてありますけども、これ分配案でございます。訂正させていただきたいと思います。

高橋部会長

すみませんね、どうも色々。はい、どうぞ。

植松特別委員

あと表現ですけども、利水の問題点の所ですね。利水の左の一番下の所で、その水道用水は黒沢川からの水利権を有していない。これは現在の事ですよね。これはただ一行書いてあるだけなんですけど、これは何を意味しているかという事が、読む方は分からないと思うんですけども、どういうふうに解釈するか、いわゆる水利権を有していないのに現在黒沢川から取水していると、現在河川法に違反していると、現実的にはそういう事なのです。それを

そこまで書くのか、あるいはこうしていくのか、私、法律を変えるのは皆さん難しいとか、皆さん大部分の方がおっしゃっていますが、現在法律違反をしているのですから、その事もやはり入れておかないといけないと思うのです。法律を守るのだったら今だってすぐやめなければいけないのですから。ですから、ここのところは現在は河川法第 25 条に違反して水道用水は黒沢の水利権を有していないのに取水していると、そういった事をやはり書いていただかないと書く人に対してこれは何なのだという事になってしまうのです。現在の事をやはりきちんと正確な言葉で書いていただきたいと。それは事務局におまかせしますので、その事を是非書いて下さい。

高橋部会長

事務局いいですか。

丸山特別委員

今までの協定のなかで県ではこれは認めている訳です。県と村は砂防工作物の使用に関する協定を結んでいるという事で、県知事と当時の村長との協定の締結の書類もありますけども、そのなかでやっているから、これは違法にとっていたという表現はちょっといかがなものかと思います。

高橋部会長

その辺は非常に難しいとこなのですが。

植松特別委員

私も非常に難しいとこですけれども、現実的に違法であるけども違法である事を承知で協定を結んでいると、その事が問題なのです。こういった問題点を言っていないと何も解決しないのです。ですから、これは事実は事実と言って、現在法律違反をしているのであると。しかしこれは社会的な必要性から協定を結んでとりあえずやっているのだと。これは是非入っていただきたいと思います。これは事実なのですから。ですから今丸山委員が言った通りの事を書けばいいのですよね。ただし協定を結んでやっている。そういった事実を書いていただければ全然問題ない訳ですから。是非その事を、法律の事を私達一生懸命やっていて、それでネックになっている訳ですから、現状の法律の事もやはり書いていただいて判断していただくと、それは皆考えていただかないと、これは進まないと思っています。

高橋部会長

関連ですか。

久保田特別委員

関連ですけど、今、水利権がないから違反という解釈ではないと思うのです。今まで幹事の方から言っているのは、砂防ダムの上から取っている部分は村長の権限だから違法ではな

いよと言っている訳です。ただ、たまたま砂防ダムから通っている配管が一旦川に落ちてしまうから、それをまた取っているから、その部分が違法といえば違法であって、水利権の話ではないのです。ですから本当にそこまで書くのならば相当難しくなってしまうので、私はこの表現でいいと思うのですけども。

高橋部会長

その辺、はい、どうぞ。

田宮特別委員

やはり植松さんおっしゃるように、当然これは新聞でも大きく報道されていますし、住民の意見のなかに当然出てくると思います。むしろ住民の側から指摘されるのではないかと、逆にね。この部会が。だから事実をやはり事実として、今水利権の関係ではないと、確かに分水はしていると、農業用水を分水しているというこの河川法に触れるという事ですから。

久保田特別委員

一旦落ちているのはだめなのでしょう。川に落ちているのが。

田宮特別委員

それはいいですよ。いずれにしてもそういう問題では、新聞報道にもちゃんと載っていますしね。

久保田特別委員

新聞は違っているのだよ。

田宮特別委員

いや、それはまたその場でそういう説明をしてあげたらいいではないですか。とにかく住民の側からやっぱりその新聞を見て意見が挙がる事は間違いないですよ。だから逆に部会はその事を取り上げてないという事については指摘を受ける、逆に指摘を受けるのではないかと、こういうふうに考えます。

高橋部会長

これ違法という言葉を使うかどうかは別として違法状態であった事は事実なので。

丸山特別委員

先程、久保田委員からお話ありましたように、ダムの今の取水口からそのまま取って三郷の水道水に流していれば問題ないのですけれども、一旦便宜的に川へ下ろして、それをまた同じ水量だけ取っているという事ですから、それを違法と言われるのはちょっと心外なのです。正直言って。

高橋部会長

特に上水道という事で、違法性については難しいと思うのです。違法性はあったけども違反までいくかどうかというのは、私も非常に、そこまでやるのかと。我々の審議のなかではいいと思うのですけども。

丸山特別委員

現にこれは昭和31年から取っているのです。31年から今まで何十年となく取って、それを違法というのだったら何時の間にかおかしくなっているはずなのですけどもね。

久保田特別委員

マスコミに対しては正しい説明をして、正しい報道を流してもらわないといけないと思いますよ。それでやはり確かに問題はある訳ですから、私はこれだけでいいと思うのですけどもね。本当にこういう書類で河川法違反だとか何とか言えば、どこかが動かなくてはいけなくなってしまうよ。検察だとかそういう所が。ですから私はそこまでは書く必要は全くないと思います。

二木特別委員

部会長さん。今の問題ですが、我々だって水使っている時に、雑用水使ってはいけなくても、皆違法をやっているのですよ。梓川の水を。公の場ですから、公の事ですから、村と県が協定を結んで水をもらったという事ですから違法でも何でもないので。黙ってやっていけばこれは違法ですけども。もちろん県の県知事さんと内の町村長が結んでいる訳ですから違法ではないのです。これをやらないでやったら違法かもしれませんというような事に私は解釈しますけどもね。我々だって違法をやっているのですから。それを皆取り締まって違法だ、違法だと言えば皆違法ですよ。

高橋部会長

ちょっと問題をそらしてしまうと困ってしまうのですが、私達も違反やっているという話になりますとこれ大きな問題になりますので、それはそれとして、この違法というなかに量の問題と、それから目的外使用という事なのでしょうか。

丸山特別委員

県と村との砂防工作物の使用に関する協定というのは、砂防ダムから取水する事についての協定なのです。

高橋部会長

そうですね。

丸山特別委員

ですから、あそこから見ただけであれば分かるのですが、取水していますね。その事を言っていると思うのです。ですから、一旦便宜的に川へ流してまた取っている訳ですから、違法に取っているというのは本当に如何なものかと思います。ダムから上は三郷村長の管理権というようですから。私はそう思います。是非こういう表現でやっていただきたい。

高橋部会長

はい、植松さん、どうぞ。

植松特別委員

じゃあ法律上問題があるという事で、要するに違法とは言いませんけども、水道用に黒沢の水利権を有していないのに取水している事に対して法律上の問題があると。

丸山特別委員

法律上水利権を有していないと、上から取っている、水利権の上から取っている。

植松特別委員

だけどやはり下の方からやっているという事で。

丸山特別委員

川は流れているだけの話で、そのために協定を結んでいるのではないですか。何のための協定。

植松特別委員

協定結んでいる事は知っています。本当に。

高橋部会長

はい、宮下委員、どうぞ。

宮下特別委員

ですから、河川法に触れているが協定を結んで運用していますという形にすればいいのではないですか。

丸山特別委員

河川法には。

宮下特別委員

ですから、一旦川に落としている訳ですよ。

丸山特別委員

川に落としているのは便宜上で

宮下特別委員

便宜的に落としても法律に触れている訳なのです。ですから、そういう事はやはり明記しておかないと説明にならないと思います。

高橋部会長

分かりました。違法とか違反という事になりますと非常に問題ありますので、もし質問があれば座長の方で実態を説明するという事で、文章はこのままにしたいと思いますのでお願いします。既にマスコミもそういうようなニュアンスの報道しておりますので。

久保田特別委員

本当に細かくなってすみませんけども、この括弧書きも私は削るべきだと思います。目的は灌漑用であり水道用水になっていないという事はないのです。砂防ダムから取ってれば水道水なのです。ですから、この括弧書きは書く必要ないですよ。これ書けばやはり河川法違反ですよ。これは書く必要ないですよ。

高橋部会長

これは実態という事でしょう。これは実態という事ではないですか。やっぱり実態は実態として書いているのではないですか。それはそうですよ。隠す事何もない訳ですから、オープンでやってきている訳ですから。私はそれはうまくないですよ。それこそおかしいではないですか。実態は実態としてやっぱり明らかにするべきですよ。

久保田特別委員

事務局はどう思うか。

高橋部会長

事務局は関係ないでしょう。どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

以前からちょっと申しているかと思いますがけども、水利権という概念をどこで区切るかという話だと思うのです。一級河川の所で水利権という事であれば、水利権は有していないという事になるので、こちらでもし言うならば水道用水は一級河川黒沢川の水利権を有していないと、そういう事になると正確な表現になる。普通河川、上流は別問題になりますので、もしそれならそこを加えさせていただければ、一級河川黒沢川からの水利権は有していない。

高橋部会長

実態とそれで合いますか。

幹事（豊科建設事務所）

合います。

高橋部会長

そうすると違反でないよという解釈になりますか。

幹事（豊科建設事務所）

違反か否かどうかという話はですね。

高橋部会長

ですから、今それでもめている訳ですよ。違法とか、違反とか、こういうから。じゃあ違反にならない方法でやっているのですか。本当は違反しているのですかという事を私いま聞いているのです。

幹事（豊科建設事務所）

私共が説明してきた内容だけをお話しますと、私共、豊科建設事務所としては、違反という事は言うておりません。一度も。但しかなり問題はあるという話はしています。5月の31日の日にその話が出たのです。6月1日に書いている新聞の方もいらっしゃいます。2社ほど書いていらっしゃいました。その皆さんが書いたなかでは、かなり問題があるとか不備があるとか、そういう表現でございました。そのあと数ヶ月して書いた時に違法というふうに書いた新聞社の方もいらしたというのが事実です。それが事実だと思います。

高橋部会長

ですから、あまりここに私はこだわりたくないのです。報道も私こういうふうには持っています。違法と書いている人もあるし、今説明あったようにかなり異常な状態だと書いてありますので。

その他ございますか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

今、県の方から説明があったのですが、ここでの説明はいわゆる河川法に抵触するという表現で説明されている部分もあるのです。抵触というね。議事録読んでいただけるといいのですが、法律に抵触する部分もあると。私はそういう認識で説明を理解しているのですけどもね。だからその辺については、今、部会長さんおっしゃったように、当然住民は新聞読んでいますし、その事はやはり避けて通れない問題が指摘される場合がある訳ですから、その事は部会としてきちっと、やはりどう対応するかという事を議論しておく必要があるだろ

うと、何も対応せずに臨んでいいという事ではないと思うのです。それこそ無責任になる訳ですから。その場合にやはりそういう部会長の判断とあれをもって対応に答えるという事でもいいのですが、いずれにしてもそういう対応を考えておく必要があるというふうに思います。

丸山特別委員
今のこの表現で。

高橋部会長
丸山委員さんは自分の問題だものですから非常に大変な事だと理解できますけども、もうやって、今の村長さんが判子押した一つもないし気の毒だとは思いますが、やっぱり事実は事実としてかなり抵触しているのですよね。

丸山特別委員
ですけど、水道用水の黒沢川からの取水で一級河川という事は問題ない訳ですから

高橋部会長
分けて書けという事ですか。

丸山特別委員
分けて書けという事 水道用水は一級河川の黒沢川からの取水という事で、後は無くてもいいのではないですか。

高橋部会長
私はこれでいいではないかと思っておりますけどもね。この文章で。その他ございますか。なければ色々皆さんからご指摘がありましたので整理をいたします。それから、どうしましょう、こんな資料を出しますよというのは事前に特別委員さんにだけは箇条書きでご通知申し上げた方がいいでしょうか。どうでしょう、その場でぽつと皆さんにこんな物を出しますよと言われても皆さんも、そこは答弁するところでも何でもありませんからいいとは思いますが、全然知らなかったという話ではなんですが、それではその辺はあとでちょっと審議させていただきまして、公聴会をいつにするか決めていただければありがたいと思いますけども。まず事務局の方の試案なるようなものが有りましたらお願いしたいと思います。

事務局（治水・利水検討室長）
今日は1月7日という事で、公聴会という事になりますと周知の期間が一週間とか10日ぐらい必要になるかと思います。それで私共は18日以降ぐらい、今日から10日ぐらいみて18日以降ぐらいにお願いできればと思っております。18日が土曜日、19日が日曜日、あるいは平日でよいという事であれば平日、あるいは平日の夜間という事も考えられるので

すけども、その辺についてここで決めていただければと思います。

高橋部会長

今皆さんの日程が配られておると思いますが、これでいきますとどうなります。下に書いてある数字は15とかというのは人数の話。

事務局（治水・利水検討室長）

はい、人数でございます。今のところいただいている方々の予定表でばつというのが都合が悪い、それから空欄のは、いいでしょうということで、空欄の都合が比較的よいという数が数字で示してございます。それぞれ午前と午後で分けて書いてございます。それから日付の下に21委員会だとか駒沢部会だとか色々な部会入っていますけども、これはそれぞれ部会がこの日に開催される予定だという事でございます。あとその下の建設事務所の欄がございましてこれは当初のマスタープランの色々な会議が入っているという事だけでございます。以上です。

高橋部会長

そうすると周知徹底をするのに幾日、10日必要という事でしょうか。10日か15日必要という事ですか。d x

事務局（治水・利水検討室長）

考え方にもよるのでしょうか。特に幾日という決めと言いますか定めはありません。少なくとも普通に考えると一週間から10日ぐらいは必要かなという事でございます。ただこれちょっと資料色々整えたりしているとやはり幾ら早くても。

高橋部会長

20日過ぎになりますよね。

事務局（治水・利水検討室長）

20日ぐらいになるのではないのでしょうか、ちょっとその辺になろうかと思えます。

高橋部会長

どうでしょう皆さん。これでいきますと20日の月曜日が午前中が15人という事ですか。そうですね。ご意見いただければ有り難いですが。周知徹底はマスコミの方も大勢きておりますのでご協力をお願いしたいと思います。事務局としてちょっと案出して下さい。これを見て、皆さんに決めると言ってもちょっと無理だと思います。

事務局（治水・利水検討室長）

委員さんは聞くだけという形になります。公聴会という事で質疑はありません。意見を一

方的にといいですか、公述される方が事前に登録といいですか、お願いをするなかで委員は聞いていただくと。私共とすれば 20 日にお願いできればと思っております。

高橋部会長

だいたい所要時間は。

事務局（治水・利水検討室長）

一人だいたい 5 分ですね、他の方の部会も。それで人数はまちまちです。20 人ぐらいの所から多い所は 50 人とかいうのもありました。最近では 30 人ぐらいが多いですかね。だいたい 3 時間を予定。

植松特別委員

昼間ですか。

事務局（治水・利水検討室長）

いいえ夜の場合もあります。ただ昼間は平日ちょっと出にくいかなというのがあって、夜やった部会もございます。それから昼の 10 時から午後の 3 時頃までやった所もあります。それはここで決めていただければ。

高橋部会長

皆様のご都合で決めていただければいいと思うのですが。一応 20 日という設定でちょっと検討していただければ有り難いですが。はい、どうぞ。

植松特別委員

やはり一般の方の話を聞くのでしたら、これは常識から考えて夜ですよ。やはり平日の昼間というのは一般の方は働いていますからそれは出られない訳ですから、最大公約数で言えばやはり夜、これは夜是非開いていただきたいと。

高橋部会長

そういうご意見がありますけども、そうすると休日なら昼間でもいいですよという。

植松特別委員

もちろんその通りです。休日でしたら昼間の方が逆にいいでしょうし。

高橋部会長

その辺も含めて。従って 20 日なら夜という事になりますけども。いかがですか。村長さん方忙しいから。

丸山特別委員

25日の昼間ならどうでしょう。

高橋部会長

25日ですか、この日はわりかし皆さんいますね。どうですか25日の土曜日、よろしいですか。夜か午後かという事ですが、どちらがいいでしょうか。午後でもいいですか、1時半というような時間でいいですか。午後か夜かというのですが、それを決めていただければいいのですが。はい、どうぞ。

植松特別委員

休日だったらやはり昼間の方が。

高橋部会長

いいですね。では25日の午後1時半からという事でいいですか。

事務局（治水・利水検討室長）

場所については今ちょっと調べておりますので、もし時間に間に合えばお知らせできると思います。25日という事でお願いします。

高橋部会長

それでは公聴会が1月25日土曜日。

事務局（治水・利水検討室長）

部会長よろしいでしょうか。

高橋部会長

はい、どうぞ。

事務局（治水・利水検討室長）

今、場所確認できまして、1月25日午後1時半から三郷村公民館の講堂が空いておりますのでそちらで開催させていただくと、三郷村公民館の講堂でございます。それで公聴会の段取り等につきましては以前にお配りしました資料86の12月4日訂正というものがございまして、そちらの方で進めさせていただきたいと思っておりますのでご了解をお願いいたします。

高橋部会長

資料いくつですか。

事務局（治水・利水検討室長）

資料 86 の 12 月 4 日訂正というのがございますので、そちらでやらしていただきたいと思
います。

高橋部会長

よろしいでしょうか。資料 86 に前回出してありますのでそれを参照して下さい。ありが
とうございました。その他何か。はい、どうぞ。

植松特別委員

今の 86 の件ですけども、もう一度確認ですけれども、公述人は流域に住む方だけですよ
ね。そのところで他の方の意見をどういうふうにやって受け付けるか、そこをちょっと具体
的に言って欲しいのですけれども、告知の仕方。

事務局（治水・利水検討室）

公募の方法ですけども、基本的には公述できる方は黒沢川及び万水川流域に関係する住民
の方豊科町、穂高町、三郷村、梓川村、堀金村に居住している方、財産を所有している方、
事業所等へ通勤している方とします。公聴会へ出席をして意見を述べようとする方は、公述
申出書を提出願います。応募資格に合致しない方は公述する事はできませんけれども、意見
書の提出はできるものとします。という事で案内に書きます。それで案内と共に配布とい
うか、窓口においておく公述申出書のなかに、居住されているのか、または財産を所有してい
るのか、このような事が公述人募集のお知らせの中に明記させていただきますのでそれでお
願います。

植松特別委員

はい、わかりました。

高橋部会長

よろしいですか。もう一点お決め願いたいのですが、公聴会のあとまとめとして委員会
を開催したい訳ですけども、その日程もできれば今日決めていただければ有り難いなと
思いますけれども、いかななものでしょうか。25 日ですから 2 月に入るでしょうか。1 月中
でしょうか。どういうものでしょうか。一応 29 日に予定入れていただけます。時間等につ
いてはまた調整させていただきますのでお願いいたします。では公聴会の予定をもう一度事
務局の方で確認して下さい。

事務局（治水・利水検討室長）

公聴会につきましては今月 25 日、土曜日になります。時間は午後 1 時半からという事で、
場所は三郷村公民館の講堂という事でお願いをしたいと思います。それから次回の部会でご
ざいますが、今月 29 日、水曜日になりますが、また時間等にご連絡したいと思いますけれ
ども。

高橋部会長

よろしいでしょうか。それから先程らい公聴会に向けての資料公開なのですが、私を含めて事務局で作しまして皆さんの方へ資料をお送りしたいと思いますので、またご意見をいただければお願いします。これでいいでしょうか。それでは本日の部会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

(終了 15 : 25)